

明治廿七年二月二十六日第三種郵便特許

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. III. MARCH, 1903.

VOL. XVI.

明治廿七年五月刊

五月二十四日發行

監獄協會雜誌

明治三十六年

三月二十日發行

第拾六卷

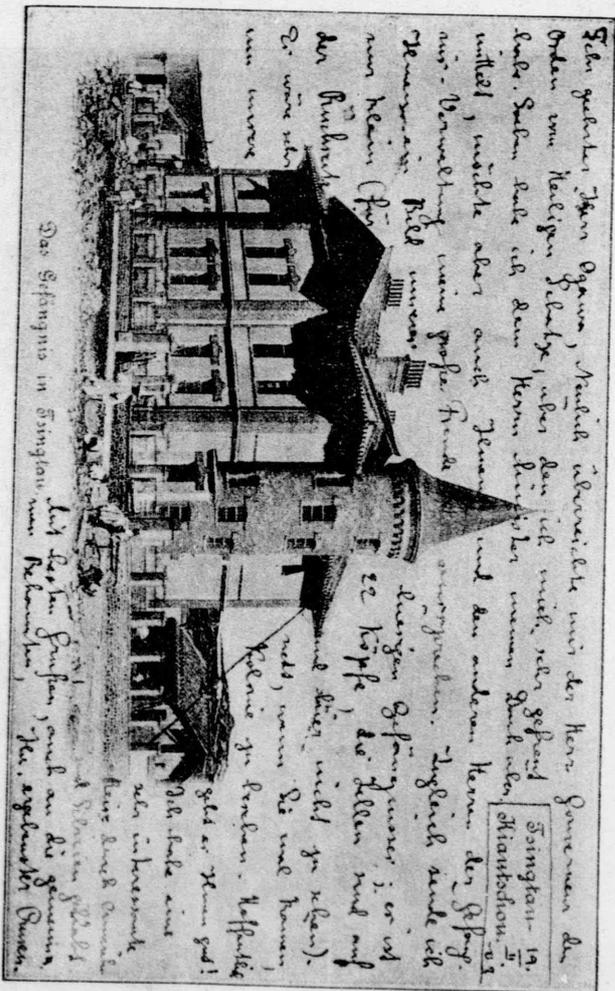
第三號

監獄協會發行

第十六卷第三號目次

第十六卷第二號目次

會說	第五期警監學校卒業生に饒す	(一頁)	會說	既往を追憶して警察監獄學校の爲めに當局者の反省を促す	(一頁)
論說	統計の効用(於二月茶話會)	(一四頁)	論說	清洲會館演說(於一月茶話會)	(一二頁)
雜錄	階級制度に就て(於一月茶話會)	留岡幸助君 (三五頁)	訪問錄	小河事務官の精神修養談	(三四頁)
漫錄	典獄の好惡	(五六頁)	雜錄	斯界短信	(三八頁)
統計	明治三十六年一月末日現在全國在監人員表	(五七頁)	翻譯	幼年監に對する希望	天正生
法令	明治三十六年一月末日現在全國囚人刑名別	(五九頁)	翻譯	東京便(協會編輯局内)	天正生
外報	小笠原島及八丈島視察に就ての所感(其一)	(六四頁)	翻譯	小笠原島及八丈島視察に就ての所感(其一)藤澤正啓君	天正生
地方通信	小河副會頭宛書	(六四頁)	翻譯	私人としての監獄事務官	(五六頁)
雜報	數十件	(六五頁)	翻譯	犯罪に依る被害の賠償に關するガロフアロ氏の觀	(六三頁)
			翻譯	出獄人保護	(六九頁)
			翻譯	兼任辭令	(七五頁)
			翻譯	地方通信	(八九頁)
			翻譯	新著紹介	(九三頁)
			翻譯	會告	(九六頁)
			翻譯	寄書	(九七頁)



Das Gefängnis in Singapur

Sein gabelter Thron oben, stand ich bewacht mit der Herr Gouverneur der  
 Insel von höchsten Gelage, aber das ich nicht sehr gefordt  
 In der Seiten Seite ich dem Herrn Richter manum Gede den  
 mittel, welche aber auch Jemand und den anderen kann der Gefang-  
 aus-Vernehmung meine große Freude  
 Jemanden Bild immer  
 um kein für  
 der Richter  
 Es wäre sehr  
 um immer

Singapur-19.  
 Auktion.  
 2.  
 22 Köpfe, die sollen und auf  
 und hier nicht zu sehen.  
 nicht, wenn die sind kommen  
 keine zu finden. Hoffentlich  
 ist sehr ein  
 sein in der  
 1899.  
 hat das in Singapur, auch an die  
 sein, angenehme Punkte.





會 說

○第五期警監學校卒業生に饒す

本編は本月の茶話例會に於て小河副會頭の警監學校卒業生に對する饒別の辭なるも今茲に録りて以て會説と爲す

本日は毎月例期に開きまする本會の茶話會でございますが、お集りになつて居る多數の方は豫て學校に御遊學になつて居る方でございます、此諸君は昨年三月以來吾々の親愛なる僚友として又本會の會友として此席に於きまして親しく交誼を結びまして、間接直接に少からぬ裨益をお互に與へもし與へられもした次第でございます、非常に懇意が重つて來たのでございます、然るに此諸君は一年の苦學の功を卒へられまして、卒業の上近日それ／＼御歸任の途に就かれることでございます、吾々と袂を別つことも將に數日の間であるといふことであります、即ち此席に於きまして諸君と會合することは今日が最終でございます、諸君が多數同僚の内から特に學校留學生の選拔をお受けになりましたことは既に一の

大なる名譽でありますが、一年の苦學を卒へられて光輝ある卒業證書を持つて御歸任になるといふことは又一層の名譽であることは申すまでもないことで、其名譽は吾々までも大に肩身の廣いやうな思ひを致す次第でありまして、諸君の心中のお喜びは定めて大きいこと、推察を致すのであります、私も茲に本會を代表致しまして謹んで祝意を捧げたいと思ふのであります

實は此送別の辭は此會の後に留送別の會があつて私も御案内を受けて居ることとてございませうから、其席に於て述べる積りでありましたが、本日は諸君のお集りが至つて遅いやうであります、而して豫て報告を致して置きました通り今日は吳文聰君の統計に關する有益なお話を承る譯であります、餘りお人が少うございませうから其間に私が聊かばかり送別の辭を述べまして、少しの間時間が経ちましたならば諸君がお集まりにならうと思ひます、さうなつてから吳君を煩はして長く緩々く有り益なお話を承る考であります

會者定離といふことがございませうが、兎に角逢ふ者が別れるといふことは是は約束事で免れぬことであります、乍併善い事にしましても悪い事にしましても、親い友達と別れることは随分心持の好くないことであります、況んや是まで一年の間親く懇親を重ねました所の諸君とお分れ致すといふことは、假令諸君に取りましては非常な名譽であり諸君の心中には大なる歡を持つて居るといへど、吾々に取りましては大に惜別の情に堪へないのであります、少しく時候は早うございませうが、吾々に取りましては恰も彼の古歌に

強て行く人を留めん櫻花

何れを道と惑ふまで散れ

とございませうが、實にさういふ感じを諸君に對して持つので、又それが櫻でなくても雪でも宜い、成るべく大雪でも降りまして諸君を二日でも三日でも餘計留めたいといふ感じを持つて居るのであります、恐らく此花の都を後にして故郷にお歸りになるといふ時になつて來ましたならば

君に別れて松原行けば

松の露やら涙やら

吾々が諸君が思はるゝ所の目に一滴の涙が注がれることも思ひます、吾々が諸君を思ひますること切なるが如く、諸君も亦吾々に對して想ふに一滴の涙を注がれるといふ厚いお考がございしましたならば、我監獄協會が此に一年の間及ばずながら間接に直接に力を盡しましたといふ趣旨を達したのと謂ふべきでございまして、監獄協會としては大に満足致すこととてございませう、此協會が諸君に對しまして今日まで何ういふことに力を盡したかと申すに別にこれと表面に現はれて居ることはないのであります、乍併少なくとも諸君の後楯となつて諸君に便宜を與へ諸

君の爲めに盡したといふことは吾々自ら信じて疑はぬ所であり、幸にして諸君の爲めに盡したといふ微衷が諸君に了せられて、而して諸君が別に臨んで吾々の爲めに、監獄協會の爲めに一滴の惜別の涙を注がれるといふことでありますならば、其一點で協會が諸君の爲めに及ばずながら盡したといふことに報ゆるには十分である、協會は固より諸君に對して知識を與ふる所ではない、知識といふことは無論諸君が學校に於て斬新なる高尚なる學説を聽かれ、理論を聽かれたのであります、無論協會がそれに與かることは出來ないのであります、乍併其一方に知識を注入するといふ傍ら其知識の注入されたものに十分なる生命を與へ活動を與へるといふことは何であるかといへば、即ち其人に一の品位を造り又活力を其點にあるのである、成るべく吾々同僚の交誼を厚う致しまして、互に意思を能く疏通し、而して又互ひ監獄官吏としての品位を保つといふことに最も力を盡して、お互の間に十分交際といふことが親密に出來ますれば、即ち其團體の制裁力が非常に強くなりまして、其制裁力に依つて又各々の行動も大に牽制される譯でございますから、知らず識らず其間に監獄社會固有の品位品格が養成せられて、所謂知識の生命活力が發達せらるゝことになる譯である、さういふ工合に人の教育は單に知識の點のみならず其人物を高める、其品位を揚げるといふことが及最

も必要なことで、協會は其點に付て及ばずながら微力を盡したいと是れまで始終骨を折つて居たやうな次第でございます、諸君が東京に一年の間御在學になりまして、東京の社會の景況を段々御觀察になつたてでございます、今日禁轂の下には澤山色々な學校があるのでございます、乍併此學校に於て何ういふ風に人間を教育して居るかといふと、多くは智識の一方に偏して居る、唯だ人の頭に學理なり學説なりを注入すればそれで學校に於ける教育の目的は足れりとして居るのである、多數の者が講堂に出入して教師の講義を聽く、けれども其教師の人に依つて感化せらるゝといふことは殆ど絶無であると云つて宜いのである、學校に行く人が教師の講義あるを知つて其教師のあることを知らぬ、又教師の方でも教へる事柄を知つて何ういふ人が其教を受けて居るかといふことは眼中にないのである、即ち教師と生徒の間に殆ど一も人と人との連絡が付いて居らぬのである、現に昨日新聞に依つて見たのであります、或人が中學校の前で、中學校の制服を着て居る人に學校の校長は何といふ人かと云つて尋ねた、所が中學校の生徒が校長は何といふ人か知らぬといふ言葉を以て答へたといふことであります、此通りの有様で學校といふものは知識を役目的に注入することに止りまして、肝腎の人と人との感化は絶無と云つて宜いのである、是等は今日の教育の弊であります、昔左程に高尚な理論も進んで居らなかつた時分の師弟の間の人と人との關係は極めて親

密にして居つたのでありますから、即ち教師に依つて物を教へられるといふ中には自ら教師に依つて人の感化されるといふ餘程強い力があつたのである、それで私共斯ういふ弊は先づ監獄學校にはないやうにしたい、監獄學校で一通りの講義をするのは必要であるが、又教師と生徒と密切の關係を付けたい、人と人との間に關係を付けて自らお互の間に感化力を普及させたいといふ考を持つて居つたのである、又單り學校のみならず幸に諸君が東京に集まつて居るのでありますから、此機會に於て同僚の者も先輩後輩も互に寄つて人と人とを結び付ける、此茶話會などで諸君が此席に御會合の時、現に今日も監獄の長官たる司法省總務長官監獄局長を始めとして、又其外學校の教師の方も見え、總て此道の人がお集まりである、即ち斯ういふ際に人と人とを結び付けたいと思ふ、斯ういふことになりますれば自然に人と人との結びつきが出来て感化の力が強くなり従て我が監獄社會に一種の卓絶したる風を養成することが出来て、此風といふものが人間の活力となつて、將來諸君が知識を得られて御歸任の上で監獄官吏としてお働きになる上に付ても非常の効果を與ふることになると思ふ、其點に付て監獄協會は諸君の後楯となつて十分力を盡した積りであります

で私は思ひ起すのであります、御承知でもありません先年集治監内に監獄官練習所といふものを立て、外國人を雇ふて今のやうに各地から秀才を選抜して監獄の理術を講習させたことがあつたので、其時分の景況を私が能く知つて居るのであります、其時分の有様は餘程今日とは趣を異にして居る、何の點が一番違つて居るかといふと、今日は學校に於ける教師の數も多い、生徒の數も其當時に比べて幾らか多いかも知れませぬが、どふも今日の學校では、生徒と教師の間に十分の結びつきが付いて居らぬやふである、所が練習所時代に於きましては學校を預かつて居られたのは今日も御出席の石澤典獄であつて、典獄が練習所の長をして居られたのであります、其所長と生徒の關係と云ふものは公私とも實に親密なものであつて恰かも親子の如き關係を持つて居つたのであります、又教師殊に外國教師と生徒の間にも極めて親密な連絡が付いて居つた、其當時教師は今の學校のあります處の門外に官舎があつて其處に住んで居つたのであるが、彼處と小菅の集治監の間は餘程遠い距離がありますにも拘らず、殆ど毎日曜日、私は其當時教師の通譯をして居つて始終教師の側を離れぬであつたが、生徒が五月蠅い程訪問すれば、教師も其の人と接見して殆ど日曜日の終日は教師と生徒の私交に時を費すといふ有様であつたのである、勿論其當時は監獄協會などいふ設もなく、隨て茶話會などいふ設備もなかつたのでありますから、勢ひさういふことでなければ私交上の結び付きは出来なかつた、さういふ工合に學校の教場に於て生徒と教師の間に講義の上での結び付きばかりでなく、即ち個人と個人の間

び付が付いて居つたのである、教師も皆非常に親切な人であつて、一舉一動殆ど其人に接して講釋を聽いて居るやうに、活きたる監獄官吏の標本たることを認むることを得たのである、私共自分の經驗に依れば教師の口から得た講義の利益よりも始終教師に接して其人の感化力より得た利益の方が遙かに多かつたことを信ずる、其人は即ち實に規律の活模範であつたのである、其人に接すれば自分の行動が規律的になるといふ其人の感化力が極めて多くあつたのである、外國教師の渡來が、我監獄事業に向つて一新紀元を開いたといふことは、何人も此社會の人の認むる所でございますが、其原因は唯だ新しい意見を述べて有形的に日本監獄の改良に貢献したといふことより無形的に監獄官吏の人物を養成したといふことが餘程與かつて力あるだらうと思ふ、此事を今日と昔と比較して見ると、何うも甚だ今日の状態は遺憾であるといふ考を常に持つて居るのである、今日では監獄協會などが幸ひ設けてあるのでございますから成るべく學校教育の主旨を擴張致しまして、此に至らしめないやうにといふ考を持つて常に私共は力を盡して居つたやうな次第でございます、是を以て見ましても吾々が唯だ知識を頭に注入されたからと云つて急に監獄の改良は出來るものではなくして、同時に人の氣品を高め人物を揚ぐる必要であります、諸君が御歸任の上でも唯だ諸君が覺えられた所の知識を應用される、知識を人に傳へることを勤めになるよりも、寧ろ

先立つ所のものは即ち躬行實踐であつて、其高き人格の下に所謂自分が口を利かずにして自然に他の人が已に感化されるやうにするといふことが必要であらうと思ふ、諸君が東京から持つて歸りになる土産は之を口から耳に傳へるといふことを努めずして、其身体がら人の目に入れる、否其心から心に徹底せしむるといふことに努めになることが最も肝要であらうと思ふ、唯だ無暗に廣く種々な事を傳へるよりも己の身を以て自然に感化を與へる、單り僚友に與ふるのみならず進んでは在監人殘らずに與へることが最も必要であると思ふ

曾て前の練習所の時分に於て、練習所を卒業して歸つた方が學校から得た所の上産物を實行されるといふことに熱心でございまして、寧ろ熱心に過ぎた位であつたのである、其練習所卒業生諸君がそれ／＼歸任せられましてから僅かに二三月を経過した後には外國教師と私が各地の監獄を巡廻した時分、學校で教師が説いたことの殆んど全部は各監獄に實施されたといふやうな有様で其前とは全く變つた面目を實際の上に現はしたといふやうな譯であつたのである、外國教師などは其實行の速かなことに舌を巻いて驚いた位であります、實に其當時練習所を卒業して歸つた人の熱心といふことは敬服に堪へぬ、寧ろ私は危ぶんで突飛に過ぎるではないかといふことを多少懸念した位である、何れ今度此學校を卒業された所の諸君も此熱心を以て實行に着々御着手になることゝは考へますが、併し前申した

通り自分に省みて何んな善い事であつても唯だ空に實行するといふことは、必ずしも實行は出来るでございませうが動もすると其實行に根據がない爲めに或は一時バツと行はれるかも知れませぬが、其行はれることが實を結ばずして元に戻るつて先づ一辭一言之を口に出し又行に出す前に當つて已に省みて自分を生きたる模範にする、躬行實踐をすることが最も大切な事柄であらうと思ふ

前回到於きまして會長から殷々精神修養といふやうなことに付てお話があつたのでございませう、蓋し會長が今日の社會の日に月に亂れて来る所の状態に省みられて深く吾々に向つて警戒を與へられたこと、思ひますが、無論吾々監獄官吏たる者は極めて神聖な事業に従事して居る者でありますから、會長の言はるゝまでもなく社會の模範となつて社會に率先して十分風紀を維持することを努めなければならぬのであります、兎に角監獄官吏全體相擧つて努める前に當つて先づ少くとも此學校を卒業した所の、學校を出た所の人だけでも中堅となつて此人達の團結には一點の汚もない、最も嚴正な中の嚴正な分子は學校を出た人である、規律の上に付ても人格の上に付ても總ての上に付て生きたる模範となる者で最も健全なもの、此學校を卒業したものであるといふ覺悟を持たなければならぬ、進んで僅かな事をちよく、やるよりも寧ろ退いて兎に角學校を出た所の人、人格も

高い規律なり其他の點に付ても如何にも活きた模範であるといふことを云はれるだけになつても其効果は著しいものであらうと思ふ、之を要するに諸君が將來に於て専ら躬行實踐をお努めになつたならば、囚人に對して規則を行ふことは一朝一夕に出来るのである、唯だ今日まで缺乏して居つたことは規則はあるけれども規則實めに囚人に對してやるといふことが重もてあつて、自然に彼れを感化せしむるに至ることが出来ぬことである規則を用はずして自然に窮窟な人の前に出ると自分が窮窟になつて來ると同じやうに、自分は活きたる模範となつて囚人は規則がなくとも勢ひ容を改め行を正しくしなければならぬやうになつて、單り囚人に對してさうであるのみならず監獄の僚友に對しても其通り、又僚友に對してのみならず進んでは社會に對して最も好き標本となつて、如何にも監獄官吏といふ者は眞面目なものである誠實なものであるといふことを社會の人に及ぼして一般に其考を持たせるといふことにしたいといふ考を持つて居るのであります

由來監獄事業といふものは社會の制度に於ける一の織子の如きものであつて常に種々なる外界の妨害物を澤山持つて居るのであつて、折角發達しやうとしては阻害され始終色々な障害に前途遭ふことを免れぬ所のものである、乍併其事業の性質から申しますと云ふまでもなく最も神聖なものである高尚なものであるのである、此織子なるものは將來に於て社會の改良者となり社會の救世主となるべき運

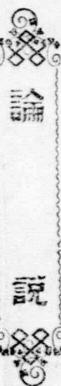
命を持つて生れて居るのである、其故に其繼子は何うしても保護して健全に發達させることに努めねばならぬ、之を色々な虐待から救ふて健全に社會の改良者となり救世主たる本分を全うさせるには外部に於て之を保護してやるものがなければならぬ、其保護してやるものは矢張り吾と自身である、吾とは一面に於て監獄官吏として其職務に従事して居る、従事して居る間には吾と自身が繼子として扱はれるやうな感じがしますが、又此身体の半面は此子供の保護者である養育者である、而して其保護者である養育者であるといふ任務を全うする者は何であるかといふと、即ち監獄協會であつて吾とは半身として監獄協會員として働く場合に此繼子を側から保護して健全に發達させるといふ任務を全うしなければならぬのである、てありますから吾とが官吏として一面では責任を盡して働くと共に一面に於ては監獄協會員として此事業の發達を努めなければならぬ、其發達を努めるといふことには公の上に私の上に僚友の交誼を厚う致しまして其間に一種の高尙なる氣風を養成して世間から指も差されぬといふやうに立派に此團體を形成して行くといふことが必要であらうと思ふ、何うぞ此點に付て諸君も將來益々御努めになり、幸ひ一年の間協會と諸君の間には結びが付いて居るのでありますから尙ほ將來に於ては其考を以て一面では協會に對して大に同情を寄せられ大に力を盡されたいといふことを望むと共に、此大なる勢力大なる設備へのあるに對して一面では安じて此至難なる業務に従事せられて其任務を全うするが爲めに一層御精勵あらむことを偏に希望致します (拍手)

○人○生○七○十○古○來○福○何○に○騰○の○い○え○る○様○な○事○を○造○り○て○死○な  
れ○ば○成○佛○は○出○來○ぬ○ぞ

吉田松陰

○命○い○ら○ず、名○い○ら○ず、官○位○い○金○い○ら○ぬ、人○は、始○末○に○困  
まる○い○の○な○り、此○の○始○末○に○困○まる○人○な○ら○ば、難○を○共○に  
い○て、國○家○の○大○業○は○成○い○得○ら○ぬ○な○り

西郷南洲



## ○統計の効用 (於二月茶話會)

吳 文 聰 君

三四日前に小河さんから此席に出てお話をするやうにといふことでございました。私は平生統計學をやつて居りますのでございませうが、其時何といふ題で話をするかといふことでありましたから統計雑話とかいふことを云つて置きました。が、詰り統計の此犯罪や何かの上にて用ゐる効用をお話するのが一番宜からうと思ひ其積りてありまして題は統計の効用と改めました。それで唯今承りますれば多く學校にお出になつた方ださうでございませうが、さうすれば既に再三どころでもない始終お聴及びになつた話であるかも知れませぬが、併し私の考へます所を一應お話して見やうと思ふ

一體此統計といふものが何の用に立つかといふことをお話すれば、一番には數へることに依つて得る知識、數へることの繼續に依つて得る知識此れが一番であります、數へることに依つて得る知識といふのは、一ヶ月間に犯罪人が何人あつたとか或は監獄に這入つた人が何人あつたかといふやうなことを知るのであります。

それから數へることの繼續に依つて得る知識といふのは、毎年監獄に這入つた人が何人あつたとか、毎年度の終に監獄に居た人が何人あつたかといふことを繼いで調べる、さうするとそれで多くなつたとか少なくなつたとかいふことが知れるのであります。歴史には面白い事がありまして、漢の太宗孝文皇帝、此お方が右丞相勃といふ人にお問ひになつたのに、天下一歳、決獄幾何と言つて聞かれた、其時の天下ですから漢の天下、支那の一部だけでありますから一年の間に獄を決する數が幾何ぞと言つて問はれた、周勃謝不知とありますから私は承知致しませぬと言つた、それから又問はるゝのに一歳の錢穀出入幾何ぞ、一年の間歳入が幾らあつて歳出が幾らあるかと申されました、勃又謝不知、また何うも存じませぬと言つた、汗出、熟背とありますから、其お答が出来ませぬので周勃が耻かしくて汗が出たと云ふとてある、一國の宰相たるものが一國の決獄歳出入を知らぬと言つたならば當時の天皇、支那の天子に對して實に責任を盡さない話でありますから必ず耻かしかつたことで汗が出たこと、思ひますが、丁度それと同じに監獄に幾ら人が這入つたか、知らずと謝すといふことは出来ませぬから何人居ると明かに云へねばならぬ、男が何人居るか、女が何人居るか、若い者が罪を犯すか、年寄が罪を犯すか、又それ等の者に是まで物を學んだ人があるか、學ばぬ人が多いか、一切知らずと謝すでは汗が出る、汗が出るのは人間らしいのである、斯の如き事

を問はれて汗が出ぬと言つたならばそれは耻を知らないのでありますから、是は調べて置かなければならぬ、それから續いて調べる方は唯だ一時ではない、年々調べて置けば次第に前には女が少なくなつたとか、子供かもつと少なくなつたとか世の變つて來ることが知れます、其第一にそう云ふ事が必要である

第二には數へる際に性法の如き性質の法を見出すと云ふとである、之を數へて行く時は社會中に一定の法がある、何ういふ法があるかといふと、一番餘計統計學で引かれる例は女よりも男の方が二十人に一人づゝ多い、斯ういふやうなことを云ふのであります、それから犯罪人の方を調べて見ますと、女が一割這入つて居る、段々累年の統計に依つて調べて見ると、日本では女が一割這入つて居る、ずつと軽い罪まで入れ、は一割である、重罪には何れ位這入つて居るか云ふと、三割、軽い罪では女が割合に少ない、重い罪では女が餘計犯すといふとがある、詰り非常に重い罪を、決心して犯すといふことになると、初に女が一割であつたのが進んで女の方が三割まで餘計になるといふことである、何う云ふものか愈々重き罪を犯すといふ場合には初の軽い罪を犯す場合より女が多く這入つて來るといふことがある、さういふやうに輕罪ならば輕罪まで入れ、一割位である女が、重罪だと三割這入つて居るといふ其處に規則か出來て居る、さういふ規則は計數の恣性法の如き一定の法を見出すこと、云つて居る

第三には統計に依つて因果の法を見出すのであります、是は原因があれば其原因から結果が起る、世の中の事は原因のやうに見え結果のやうに見えるが、互に原因であり結果である兩方の性質を持つて居る、例へば今日暖かくあるといふのは何れ天體の運動か何かで暖かになるので、一の結果として暖かくなるのであります、此暖かいことが原因になつて今度は木が芽を出し花が咲くといふ結果が見える原因になるのでありますから、原因結果々々々と物が連絡して變る、其場合に明かに知れて居るものもある例へば物の高くなつた時には罪人、殊に窃盜や何か餘計になる、それから世の中が繁昌であれば婚姻や何か餘計あるが、繁昌でなければ婚姻が少なくなる、婚姻しない、斯ういふやうなことがあります、世の中の景氣の好い悪い、婚姻の多い少ない、或は物價の高い安いといふことがあつて、其高い安いといふことが原因になつて罪人が餘計出る餘計出ないといふことがある、さういふのを因果の法といふ、斯ういふ事を統計で穿鑿する

それから其次には統計が政治上の用に立つ、それは何ういふ風に用に立つかといふと、第一は政策を定むる時の参考になる、警察の政策とか、或は人口の政策とか、貿易の政策とかいふものを立て、斯ういふ方針を以て政治を施して行けば宜いといふ見込を立てる、其時に統計を取つて置かなければ分らない、例へば支那と今度通商條約をします、其通商條約の時に色々支那に這入る品物が、各國の

物と日本の物と何ういふ割合で這入つて居るか、又日本の物が年々何ういふ割合で這入つて居るかといふことを統計的に調べて、さうして通商條約を改正するといふことがある、其外には人口が多くなるが、斯ういふやうに多くなつて來た時は何うするか、又少なくなるか、佛蘭西のやうに人口が減るといふやうな場合には何うするが宜いかといふ時には、大問題が起る、さういふ時には政治上で統計を使つて方針を極めなければならぬ

政治上で第二に必要なのは立法の效果如何といふことを知るのである、茲て法律を立てる、法律を立て、其法律の結果が何うか、例へば烟草の專賣法行ひ、或は砂糖に税を掛ける、又は今度犯罪人の處刑に猶豫を與へるといふやうなことになつて、法律が改正になると、之を猶豫してやる爲めに其結果は好いか悪いか、斯ういふことを調べる、さういふやうに種々な法律や何か立ちまして、其法律の結果が好いか悪いかといふことを見る時には、矢張り統計で成績を調べて其利害得失を判断するのである

第三番目の政事上の用は國の有様といふものを人民が知らなければならぬ、自分の國が何ういふ有様で何うなつて居るかといふことを知らずに妄りに色々な事業をすることは出来ない、實業界の事でも或は軍備を擴張するとか何を改良するとかいふやうな種々な事、學校なら學校を建てるといふやうなことでも一部ばかり

進んで他の部を捨て、置くことは出来ない、例へば病院のやうなものが大變出來て衛生の事をやかましく言ふとか、或は監獄の如きものも外のものとか釣合はないと困る、釣合が好いか悪いかといふことを知るには世の中の有様が見えるやうにならなければならぬ、それで詰り世の中の事を政府も知り人民も知るといふやうに自分の國の有様を知ることが必要である、斯ういふやうに統計の必要がある、さて唯今お話をした事は一般のとである今度は私が今日お話をしようと思ふ犯罪の方のとであります、それなら犯罪の統計を取つて用に立てるには何ういふ風にするか、犯罪の統計には關門が三つある

第一には警察の處で調べる、警察でなければ調べられない、例へば茲て情死をして仕舞つたとか、或は雪が降つたけれども其掻き方が悪かつたので説諭を食つたとか、いふやうなことは一時警察限りで済んで仕舞ふ、さういふものは裁判所に出来ませぬから警察限りのものである、例へば馬車や人力車で衝突して怪我をしたものがある、其衝突したのは誰か悪くて衝突したのか、例へば馬車ならば馬車を驅つたものが悪いのか、其馬車を横切らうとしたものが悪いのか、或は其外に第三者があつてさういふ怪我をさせたかといふことは、是は裁判所の方で調べる譯には行かぬ、警察の方で先づ調べる、其次には裁判所で調べる事がある、裁判所で調べる事の中には罪があるかないか知れぬけれども兎に角被告人になつて

出て来たといふ人間がありました、其中には今度は有罪と無罪と免訴といふやうなものがありますから、それは其時に裁判所でそれは調べるより外仕方がない、監獄では調べられぬ、それで第二の關門を潜つて来たものが監獄に還入るのであります、今度は監獄に移つて監獄で調査するので、裁判所や警察署では調べられない、それは何ういふ譯かといふと、監獄に還入つて居る者は衛生上の有様はどうか、或は監獄に還入つて居る者は中で以て何ういふ仕事をして居た者が出てから成績が好いか、何とかいふことは還入つてから後のことで、第一第二の關門では調べることが出来ない、先づさういふやうに三處に關門のやうなものがあります、それで何に目を付けるかといふと、第一には罪といふものを研究して其原因を知る、色々な犯罪を研究して其犯罪は何から起つたかといふ原因を知つて、それを救治してやる、さういふ罪人の出来ないうやうに直してやるといふ策を立てる、是は一番大切なことであつて誰も反對することは出来ない、何うしても罪の性質を知り原因を知りさうしてそれを救治してやることをしなければならぬ、それを第一着手として、一体日本なら日本の罪といふものは今段々増して行くか減つて行くかといふことを見なければならぬ、是は裁判所の刑事統計でも宜しうございますし、或は監獄の方でも宜い、兎に角犯罪といふものは増して行くか減つて行くかといふことを調べる

第二には其犯罪が先づ増すとか減すとかいふことが知れた時に、何んな犯罪が多いか、人に對する犯罪であるか物に對する犯罪であるか、又同じ十萬二十萬の犯罪があつても、其犯罪といふものは大なる罪であるか小さい罪であるか、非常に粗暴な性質を持つて居る罪であるか、或はさういふことはないけれども何うも詐欺の性質を帯びて居るといふやうな犯罪であるか、或は又情の激發した爲めの犯罪であるか、又は遺恨の爲めに起る犯罪であるか、或は又嘲弄たぶざづらに意地悪にやる所の根性の悪い悪意を持つてやるやうな犯罪であるか、或は倫理に係る風俗を害するといふやうな犯罪であるか、或は又條例違反といふやうな犯罪であるか、さういふ様な一國にある所の犯罪の性質を區別して何ういふ犯罪が一体其地方に行はれるかといふことを能く調べて見る

それで斯うやつて犯罪の性質を調べると、其犯罪の増減に依つて社會にある所の道徳觀念の消長が知れる、一体日本なら日本といふものは十年の間道徳觀念は何ういふやうに傾いて来たかといふことが知れる、其例は段々ありますが今は申しません、併しさういふやうに知れる、そこでさういふ犯罪といふものを未發に防いで行かう、何うかして犯罪の起らないやうに防いで行かうといふには、何うして犯罪の起らないやうに出来るかといふと、此動機モチ・ブを知らなければならぬ、何ういふ譯で人殺なら人殺をやつたかといふ動機と犯罪の性質を知らなければ

ばならぬ、さういふことが何の關係があるかといふと、是も此學問上で言ひますと、人類的の方面、天然的の方面、社會的の方面、社會的の方面といふ中には道徳教育といふやうなことがある、それから都會の性質を帯びたものと田舎の性質を帯びたものとある、之をさういふ學問的話でなしに言ふと、氣候の影響、地理の影響、饑饉の影響、戰爭の影響、業務の振不振の影響、斯ういふやうなことが關係がある、それから一身に付て言ふ時には自分の住まつて居る所の住まふ場所、住まう場所が田舎であるとか都であるとか、大きい家に住まつて居るとか風俗の好い土地に住まつて居るとか、或は貧富、苦樂、宗教、職業、賦稟、驛性、年齢、さういふやうなものが皆犯罪と特別な關係を持つて居て、さうして色々實際に犯罪に影響を現はして来る、例へば殺傷といふやうな犯罪とか、それから道徳上の犯罪といふやうなものは暖かい土地に餘計ある、即ち氣候の爲めである、それから財産に對する罪、泥棒のやうなものは寒い土地に多い、それから都會に罪人が多いといふのは、業の集まる處は都會である、故に罪人若くは罪人に近い者は多く都會へ逃げて居る、田舎の人のまばらな處に居ると見付かりますから成るだけ混雜な都會に逃込むから都會の方が罪人が餘計ある、併し罪人の多い少ないといふことは一は警察の寛嚴の關係がある、斯ういふやうな鹽梅でありまして先づ人の生れ付から人類學上の研究から氣候や地理の關係、色々な社會的事な

どが犯罪に關係がある、それを併せて研究すれば段々に犯罪の要素が分つて来る、次にお話をするのは其研究の仕方であり、犯罪を防護して段々止めて仕舞ふといふとを攻究する爲めに何を調べるかといふと、先づ刑事被告人を調べる、兇手有罪人、累犯人、斯ういふやうな者を調べる、それから罰金、處刑、死刑といふやうなものを區別してそれを能く整頓して、さうして犯罪人に對して罰を與へた其罰といふものがどの位の効果を持つたどの位値打のある働をするか、罰をやつた時に罰の値打、實効といふものを能く氣を付けて居なければならぬ、さうしてさういふ研究をした時に何の之が役に立つかといふと、第一には國家の組織學上の役に立つ、

第二に學問上では比較行政法、比較刑法の研究の用に立つ、それで各國で以て現在何ういふ法律が行はれて居るか、例へば人を殺すならば人を殺す、或は人に怪我をさせるならば怪我をさせるといふ時に、各國で何ういふ法律が立つて行はれてそれが犯罪の防護として何れだけの効果をなすかといふとを比較研究して、さうして是から刑法を改正する必要があれば何ういふ方針に改正すれば宜いか、それから尙ほ之を終にしては斯ういふことがある、一體犯罪なる社會的現象の本質は何であるか、斯ういふ題がある、其犯罪といふものは出生だの死亡だの自殺だの、如く社會の組織の餘儀なき結果といふべきものなるが、人が生れますのは社

會の組織上必然の結果として生れて來るので、人間がもう生れぬて宜い、或はもう生れては困ると云つてもそれを俄に止めることは出來ぬ、佛蘭西などでは人の生れ方が少ないので現に困つて、獨身で居る者には餘計税を掛けやうといふとを言ふ、或は子供が三人以上生れたならば特別の手當をやらうなどいふ論があつて、中々子供の生れるのを望んで居るそれでも生れない、是は自ら社會の組織上の必然から來るのである、死ぬ方も今少し死にたくないと言つても死時が來れば死ななければならぬ、如何なる高貴な方でも命數が絶れば死ななければならぬといふことが出來ますか、それと同じに人間の中に罪を犯すといふとは社會の必然の結果であるか、之が前からの論でありまして、丁度前世紀の半ば頃でありますか、伯耳義のクトレーといふ人の研究でありまして、犯罪人といふ者は何うしても一定數だけ社會に多く起つて來るのである、是は佛蘭西の社會では必然の結果として起るので、人殺が幾らあるとか毆打殺傷が幾らあるとかいふとは略は明瞭に分つて居る、これは其人の境遇より起るとて其罪を犯すのは餘儀ないことであるさういふ人の爲めに側から氣の毒だと思つて幾らか同情を表してやつても宜いといふやうに言つたとがある、尤も其後に社會の組織の結果であるから社會の組織が變つて來れば自ら罪人も減るに相違ない、若し罪人を減さうと思へば必ず社會の組織を變へなければならぬと言つて、さうして人間の罪を犯すといふのは半

ばは常人の罪である、常人が半ばは責任を持たなければならぬが、後の半分は社會の罪であると、斯う言つて論じて居る、て近頃でも人間社會の犯罪は半ばは社會の罪である半ばは其人の罪であるといふ様に思はれる、例へば日本などでは離婚などが非常に行はれますが、其日本に離婚の多いのは日本の社會の風俗として多くなつて居る、例へば日本人は女を敬重しないソレ故從て母親をも敬重しないなと云ひますが、併し一方から見れば決してそうばかりではない昔は不孝より大きい罪はありませぬから兩親の言ふ事に抵抗するとは出來ない父の言は決して背けんか母の言は背がんでよいと云ふ教は無い、父母の言を絶對的に重んじた社會の必然の結果として嫁を貰つて其嫁か亭主の氣には適つて居つてもお母さんの氣に適なければ何うしても其家に居られなくて離婚になる本來日本ではお母さんの氣勢力は強ひ者でありますから、嫁が家風に應じないと云へば離婚されるに極まつて居る、さういふ組織の必然の結果として離婚が多い、外國の如く親に食料を拂ふとか一人前になれば直に別居するといふ制度を取つて居る處は別て、日本のやうに兩親と同じ家に住つて居つて衝突した場合には是非新しい人が敗北するに極まつて居る、さうして又さうでなければならぬやうになつて居りますからそれで日本では離婚が澤山起る、さういふ離婚が出來るやうなことは犯罪ではないけれども、倫理上の不道德な事柄の一つ條であります、さういふ様に社會の餘儀なき

結果として罪が起る、例へば日本のやうな家てなく、石で造り煉瓦で造つてある家であれば放火といふやうなことは容易に出来ない、又家宅侵入といふやうなことも、石で造り煉瓦で築いてあるや大きな家であるならば飛付いても這入れぬ、家宅侵入と云ふのが罪となるのは斯ういふ家の場合である、四方の開放しになつて居る處で、一寸這入つても家宅侵入と言はれると一言もない、斯ういふやうに社會の周圍の組織が罪人をして此に至らしむることが幾らもある、乍併それなら罪人に罪はないかといふと勿論罪人に罪がある、罪を犯すのは、例へば鐵道馬車に乗つたり人力に乗つたりする様なのである乗らうと思へば乗れる、歩かうと思へば歩いてよい馬車が通つても乗りさへしなればそれで宜いそれと同じで、其通りに人には自由行動の權があるのであるから罪を犯すまいと思へばそれを犯さないで済む、其人が弱志薄行であるが爲めに犯罪が起るのである、併し犯罪といふものは社會の餘儀なき結果で起るのであるか或はさうではないか、全く當人の罪であるか、斯ういふ事も研究しなければならぬ、それを研究するのに全般に涉つて統計的に研究してさうして世の中の裏面ずつと奥の深い處まで見て人の心や社會の組織まで見る必要がある、さういふ場合には統計といふもので見なければならぬのである、犯罪の幾何といふものは周圍の事情より來つて社會の責任となり、其幾分は各自の意思に起つて各自の責任に歸するのである、それから同じ罪を犯す中にも外に害の及ばない罪とそれから非常に他人を害する罪がある、丁度火を付けるやうなこと、自殺のやうなことであります、自殺をするやうなことで害を及ぼすといふことは一二に留つて居りますが、火を付けるやうなことは澤山周圍に害が及ぶ、それから僥倖を期して罪を犯すのと、自分一個で決心して罪を犯しても仕舞ひになつて仕舞ふものがある、是だけ詐欺をして物を取つて置いて他日幸福を受けやうといふ意思でやるやつと、自分も茲で自滅して宜いといふ考でやるのとある、斯ういふやうな事も矢張り氣を付けて見て行かなければならぬことである (未完)

○大○海○時○ありて○狂○瀾○を○起○し○大○川○時○ありて○横○流○を○生○す、  
 匪○々○々○として○常○を○守○る○の○士○は○以○て○闇○る○に○足○ら○す、

○大○丈○夫○當○に○大○塊○ある○處○の○學○を○集○めて○大○塊○なき○處○の○言○が  
 立つべし

春日 澄庵

佐久間象山

## ○階級制度に就て（一月於茶話會）

留岡幸助

二三年以來、我が刑事社會を觀察致しまするに、以前と比較して、餘程賑かなる兆候を呈して居ると思ひます。第一我が刑法を改正することに就いては、兩三年以來、激烈なる議論があつて、私は好むて能く法律に關係ある新聞雜誌を拜見致しましたが、其中には色々異つたる意見があつて、實地について亦た色々なる事が書いてある。從來刑事問題に就ての議論は、多くは西洋の書物を翻譯したり、或はそれに就ての事柄でありましたが、近來はさう云ふ机上の空論は段々少くなつて、實地に就いて議論をするやうになりましたことは、我が刑事社會の爲に祝せざるを得ない次第であります。殊に小河君が書かれた刑法改正の二眼目即ち刑の執行猶豫と、死刑廢止論は、我が刑事社會の爲に、万丈の氣焔を吐かれた者も云ふべきであります。又此著述に就いては、批評したものもあり、又紹介したのもあります。斯の如く我が刑事社會が、緊要なる問題に對して、眼を著くるとになり、殊に小河君の新著に就ては、衆議院議員なども、購讀して居るとの噂を聞くことは、尙に結構なることであると思ひます。果して我邦に條件付裁判が適するものであるか、適さないものであるかと云ふことは、唯書物の上ばかりでな

く、實際改正されつゝある刑法の上にて於て議論することは、至極結構なることとあります。而已ならず、三四回以前の集會に於きまして、一寸此の所で御話し致しましたる如く、一體刑事問題に於て何故に我が監獄社會から聲が揚らぬかと云ふとを申して置きました。刑法の適否は、監獄でなくては分らぬ。其問題に就てどうして監獄社會から論が起つて來ぬのであらうかと云ふことを御話申したが、果して一大論文が小河君の手より湧き來つて、さうして社會の人に參考になり、又色々説の異なることに依つて、其利益を得ることは、蓋し大なることであらうと思ひます。

其れと同じやうな問題でありまして、此茶話會の宿題となつて居る所のものは、階級制度であります。此問題に就ては、監獄協會雜誌に三四の人の論文又は講話の筆記杯が出て居ります。此の所でも屢々同じ問題が論ぜられまして、其れが宿題になつて、まだ慥か私の記憶する所では、どちらが多いか貧否は極まらないやうであります。が、兎に角、さう云ふ問題が出て居る、思ふに之れも論ずべき價値ある問題であつて、是非之を研究するの結果は、或程度まで之をやつて見て、然る後、其可否を試むると云ふことは、強ち無益のことではあるまいと思ふのであります。て、此の階級制度のことに就きましては、私も多少研究して居るのであります。私の解して居る所の階級制度なるものは、詰り感化主義を採るもの

は、多くは賛成し來りたる制度であります。假令ば獨逸のウッチェンドルフ、ミニヒのオーホルマイエル、佛國のマランツァイ、スペインアのモンテシノス、漳州のマコノキ、愛蘭のクロフトン、米國のワインズ、英のメリー、カイペンターの如き人々であります。彼等は熱心なる感化主義論者であります。而して又熱心に階級主義を賛成し、唱導したのであります。從來監獄界に於て、斯の主義を賛成もし、實行も致したる人々を列擧すれば澤山ございますが、詰まり感化主義を採つて來たる人々は、階級制度を賛成した人が多いのであります。ナセ感化主義を採る者が階級制度を賛成するかと云ふに、賛成する所の理由がある。階級制度なるものは、何の必要あつて生れ出たかと云ふに、元來、監獄制度なるものは、一體器械的のものである、嘗に監獄制度のみならず、監獄制度を支配する所の法律其物が既に器械的である。其法律に生命を與ふるものは、即ち人間である。て動もすると適用如何によりては其法律に依つて人間を殺して居る。

現今の監獄制度なるものは、自然と器械的に流れるやうになつて居る。其器械的に流れる所の弊は、監獄なるものは、何事をなすにも、毎日同じことを繰返して行くと云ふ事なのであるから、其監獄制度の中には、元より生命が缺乏して居る。在監人なるものは、命令すれば事をし、命令せざれば何事もなさぬ。ですから監獄制度なる者は、其性質に於て少しも悪い事の出來ざるやうに仕組んであるから、監獄内で四人が悪い事をせざるは、當然のことである。此の如き囚人を社會に放免して、其改善を試むる時に、監獄にては歴へ付けて悪いことをさせぬやうにしてあるから、其が果して善良なる囚人に感化されて居るか、居ない乎と云ふことは、監獄内にては分らないのである。夫の露西亞の有名なる文學者にして又哲學者なるトルストイは二回目に歐羅巴を漫遊して英佛獨の教育制度を觀察し、爲めに大に失望したと云ふ話がある。其失望したるは、如何なる理由なりしやと云ふに、英佛獨の教育制度が器械的に組織されて、一人自己の性情に依つて教育を施すと云ふことになつて居ないことを看破したからであります。夫の珈琲の實は諸君の御承知の如く、恰も糖の實の様なものである。其實には大なるものもあれば、又小さな者もある。其れを吾人が飲料とするには、先づ其實を粉末にする器械に入れて挽くのである。すると大小異なつて居る粒が、同じ形の粉末となつて、其器械より出で來るのである。トルストイは當時歐羅巴の教育制度は珈琲を器械にするやうな仕方であると感慨を漏らしたのであります。吾人が監獄制度を器械的なりと云ふ所以は、天性異なりたる囚人を監獄制度と云ふ器械に入れて挽くのでありますから、社會に出て、生存競争に適當なる市民を造り出すことが頗る難いのであります。近來個人的處遇杯と云ふことを、少しは言ひ出したのであります。一監獄に千人も二千人も收容すると云ふ實況では、個人的處遇

杯と云ふことは、前途頗る遠遠なのであります。雷に數が多いのみではありませぬ。監獄制度が器械的に出來て居るのでありますから、在監者に個人的處遇を與ふることは中々六ヶ敷のてあります。其故に悪いことをするなと云へば、しませぬ。然し放はつて置けば矢張り元の木阿彌で悪い事を致します。斯の如き有様にては彼れ囚人なるものが果して克く社會の良民に感化されて居るのか、居らぬか、分らないと云ふので遂に階級制度なるものが發明されたのであります。只夫れのみではありませむ、國家が犯罪者を處遇するやうになりてより以來第十八世紀の中頃までは、囚人を處遇するに、或は復讐主義に據り、或は威嚇主義を用ひて、單に囚人を苦しめたのでありますから、囚人は苦しめらるれば苦めらるゝ程、抑へらるれば、抑へらるる程、その反動が強くなつて、囚人は益々惡化し、監獄は恰も此世ながらの地獄道となつたのであります。何故に囚人は惡化し、監獄は地獄道となつたかと云ふに、復讐主義なり、威嚇主義なりを以て、囚人を處遇するは、取りも直さず、囚人を統治するに腕力を活用するのであります。暴力を以て囚人に臨むと云ふと、餘り言ひ方が強よ過ぎるやうであるが、復讐主義や威嚇主義によつて、囚人を處遇するのは、他の語を以て云はば一種の暴力を使用するのであります。暴力を使用して監獄を統治したる結果は、段々囚人が惡化するのですから、之れでは耐えらむと云ふ所より、囚人自から良い事をしよう、規

律正しい生活をして往かうと云ふ風に仕向けないと、社會に放免されたる時に、善良なる市民に化して來ないと云ふので、即ち夫の階級制度なる者が起つたのである。而して其主義精神は、囚人自ら感じて善き事をすれば、善く處遇され、悪いことをすれば、悪く處遇され所謂善には善果あり、惡には惡果ありとの眞理を、囚人自らが悟るやうに致したいと云ふ考へより、此主義を實地に行ふやうになつたのであります。其故に階級制度の根本的主義は、腕力に換ふるに、徳力を以てするのであります。斯の如き理由あつて、階級制度は生れたのでありますから、只一概に階級制度なるものは役に立たぬものなりと云つて撥斥することは出來ませんまい、否私は大に研究するの價値ありと信ずるのであります。ですから感化主義を探る所の者は、多くは階級主義に賛成するのであります。諸君の御承知の如く、斯の主義を始めて比較的完全に實行したるは十九世紀の初頭、愛蘭のクロントン氏であります。氏の以前には大佐マコノキー氏が斯の主義の一部分を漳州の殖民地に於て、實行したのであります。

私は不幸にして此前の茶話會に小河君が階級處遇についての、講話は、拜聴せんとんだが、幸にして其筆記が階級處遇に就くと云ふ題にて、此前の監獄協會雜誌第拾五卷第十二號に出て居ります。其講話を拜見しますると、

全體階級制度など云ふことは、前々世紀の遺物とも云ふべきものであつて、歐

羅馬などでは遠ふの昔に天國だか地獄だかへ葬り終ふせて仕舞つて、最ふ今日ては一人として想ひ出す者もない程の實況である……階級制度が善い悪いのと言ふこと夫れ自身が既に時勢後れの沙汰と謂ふべきものである(同雜誌八ページ)

小河君は階級制度は前々世紀の遺物とも云ふべきものであると言はれたが、是は歴史の考證を誤られたのであつて、階級制度は前々世紀に始まつたものではない、前世紀即ち十九世紀の始めに初まつたものであります。一世紀は百年のことて、百年も違へば歴史的に論ずる時は、大なる間違と謂はねばならぬ。又階級制度は歐羅巴などでは遠ふの昔に天國だか地獄だかへ葬り終ふせて仕舞つて最ふ今日では一人として思ひ出す者もない程の實況であると云はれた。其實現なるものは果して如何なる實況であるか、私には分らぬ。その分らぬと云ふ理由は、現に階級的處遇は現實歐羅巴に行はれて居るのであります。私は此間から英吉利の現行監獄則なるものを閱讀して居りますが、現に英吉利今日の處遇は階級的處遇を實行して居るのであります。勿論クロフトンが愛蘭に實行したる階級制度とは違つて居りますが、矢張り階級的處遇には相違ありませぬ。今階級的處遇に關係せる部分を参照すれば左の如くであります

(未完)

○拷問談

雜 錄

西洋の人は日本に拷問の有たのを以て日本人は野蠻だの残酷だのと罵たけれども是は自分の事を棚に上げた得手勝手な話で拷問と云ふことは獨り支那や日本のみにあつた譯ではない今日文明國として誇つて居る日本を野蠻だと輩た西洋各國の歴史を御覽なさい日本坏では夢にも見たことのない残酷鼻極まる拷問が澤山ある是から耶蘇國の拷問歴史を御話して見ましよう

罪惡を爲し其非を悔ひず罪跡を蔽はんとするものには何れの方法手段を以ても其惡事を白狀させねばならぬ隠す事は知りた言はぬ事は云はせたと云ふのは只今東西を通しての人類の特性と見へ今日家庭に於ても一種の拷問が行はれて居る可憐な小兒が何か悪い事をして其眞實を告げぬ時は兩親は直に最愛なる小兒に向つてお灸を据へるとか何とか随分残酷な方法を用ひ白狀せしめてさう

して之を矯正し純良な人とする語り大小の區別があるのみであつて國が犯罪者に對して罪惡を白狀せしめ再犯を防禦する方法を講ずると毫も異なる所はない而して惡事を不問に付する事は決して許すへからざることであるから白狀させなければならん若し白狀しなければ無理にも白狀させると云ふ考は當然な事柄であるけれども此自白を求めむが爲めに苛酷な拷問をすると云ふことは白狀を必要とするの自然の結果であると云ふことは言はれぬのである

人羣が野蠻であつて四肢身體の健康が第一の財産であつて神經の苦痛を感ぜざる時代にあつては盛んに殺戮か公行せられ而も其方法が残酷を極め非人道であればある丈それ丈一般の人民には満足を與へることが多大であつたので残酷も殆んど其極點に達したので遂に拷問を廢止し之に代ふるに他の適當なる方法を按出するの必要に迫られて今日の刑事學に迄進化したのである古代に於ては惡事を働きたるものと見れば直に之を捕へて監禁し自白せしめんとするも自白すれば自から死刑を宣告

するに等しければ容易に自白せぬ此時には拷問専門家をして手巖しい仕置を施さしめ結局執行に依りて苦痛を免るゝの外なしとの決心を爲さしめて服罪させ然る後公なる裁判所に於て刑を執行したのである

拷問が當時至る所に行はれ最も好結果を奏すると云ふので中古に於て公なる法廷に採用せられたと云ふ事が已に耶蘇國として意外であるのに此が最も有効の方法であるとして至る所盛んに行はれたと云ふことは文明國として實に驚入つた次第であるのである而も刑法學者裁判官杯も大に其必要なることを唱導し無上の利器とし稱賛したに至ては實に沙汰の限りである而して當時は是が一般の人民より歓迎せられたので益々盛んに行はれたのみならず博愛慈善を看板に掛けた耶蘇坊主が拷問の本案本元で國民の減少に致々として怠らなかつたのに至つては實に言語同斷呆れ返へつたものである露骨に言へば宗教社會も耶蘇の愛と云ふことを口には唱へて居つたけれども心の奥を法衣に包み實は人を人とも思はなかつた所謂念佛を唱へて生

殺をしたと云ふのは此事である獨逸の如きもカリナ法に依つて制限を設けるまでは嫌疑者は悉く拷問に掛けられたものであるからして冤罪の爲めに生命を失ふと云ふやうな者も随分多かつたのである此カリナ法以前の刑罰制度の有様はどうかと云へば刑法と云ふものは殘酷な事を以て其長所とし非人道な事の多い丈それ丈刑法が完全である進歩して居ると云ふやうな感念を一般に懐いて居つたのであるから隨分之一變して拷問法を廢止すると云ふことは容易ならざる事業であつたのであるナセ斯う云ふ慘忍な事をするやうな亂暴な思想か司法官の頭腦に道入つたかと云ふと獨り坊主か無慈悲な生殺を行ふから構はないと云ふこと計りては全く法律學者は多く羅馬法を研究し又羅馬の習慣などを翻譯的に輸入したと云ふのも大なる原因の一つである殊に獨逸の如きは羅馬の習慣と云ふものか其儘用いられたのである

然らば拷問と云ふとか自白をさせる手段として何處の國に一番先に行はれたかと云ふと、どうも今日では何の國か元祖か明かでないけれども拷問法

か太古時代からあつたと云ふこと又は確かである又拷問に依りて事實を絞り出すと云ふ事柄か最も手取早い方法として認められて居つたと云ふことも事實である犯罪者が若し事實を自白せぬと云ふならば、斯う云ふ者に對しては有らゆる手段を以て苦痛を興へ事實を自白せしめやうと云ふとは其時代にあつては何人も當然なこと少しも怪まなかつたのであるからして何處の民族でも古い時代には拷問と云ふことを盛んに行つたか拷問の方法か自然に一致して居る去りながら甲の人民か他の人民の拷問の方法を模倣したと云ふ形跡もない殆んど拷問の方法と云ふものは各獨立の考から王風せられたものであつてそれか自然に一致して居るので是から見ても古い時代に於て殘酷の事をして以て唯一の樂みとして居つたと云ふとは何處の人民も同一であつたと分かるのである現に太古の埃及の如き支那の如き皆此拷問を行つて居つたのである希臘人の如きは成文の刑法と云ふものか設けられぬ以前から拷問を行つて居つた而も最も必要欠くへからざる方法手段として認めて居つたのである

漸々法律が口傳的に傳つて來て結局一の成文となつたのであるか拷問なるものはそれよりも以前に行はれて居つた元來希臘と云ふ國は極く古い時からして非常な開明國であり殊に美術の進歩に於ては著名國であつたので此人民にして拷問と云ふか如き非文明な事を喜んで用いたと云ふことは今日から考ると殆ど了解に苦む譯である然るに事實は全く之に反して餘程殘酷な拷問法を用いた拷問の方法から見ましても拷問術か餘程研究せられて居つた如くに見へる而も希臘の如きは惡事を爲した者をして自白せしめると云ふ目的以外にまて殘酷な拷問を用いて居つたのであつて是等は實に非人道の甚しきものと言はなければならぬ犯罪以外に如何なる者が拷問を受けたのであるかと云ふと證人に對して拷問を行つたと云ふことである併し普通一般の人には證人の場合に拷問は希臘でも行はなかつたので證人の場合に拷問を受けると云ふのは奴隸である奴隸は一般に刑事事件に於ても民事事件に於ても一旦拷問を受けなければ證言することか出來ぬ者として居つたので實に馬鹿毛た無

### ○監獄經費の多少

山崎 徳義

法な考であるのには相違ないか時の人民はこふ云ふ感念を持つて居つた、こんな方法であるから禮人として證言をさして見た所が肉も裂け骨も碎けると云ふが如き言ふべからざる苦痛の間に證言を求むるのであるから殆ど健康な腦髓から證言するのでなくして恰も癡狂者の言つたと同様であるのて何の効能もない而かも斯の如き慘憺たる拷問の方法が獨り公けの裁判の場合にはかり行はれたかと云ふと決してさうではない實に甚しい話であるけれども一個人が自分の好奇心を充す爲めに拷問をするると云ふことも行はれて居つた實に奴隷こそ好い迷惑意味もない拷問の地獄に墜さるゝのである今日から考へて見ると如何にも想像も付かぬ眞事とは思はれぬ位である又奴隸を使役する人が拷問をして貰いたいと云ふことを請求すると何時でも官廳が之を引受けて行つたこともあるられて此拷問と云ふことに付ては希臘では公儀の拷問と私拷問と此二つの種類があつたのである

は云へ四ヶ所に分離せると物價も全國稍や平均を得たるものと見做し一人費用五十九圓二錢二厘を乗すれば三百四十一万八千六百七十二圓二十八錢四厘其差額は四百三十万五千九百九十二圓六十五錢六厘なり又三十五年度の集治監費及地方監獄費の經常部豫算額五百六十二萬六千六百六十一錢七厘の内より經常部歳入因徒工錢及製作品收入百四十二万六千八百二十七圓と臨時收入別表平均額千三百十六圓余を假に全國合せて十萬圓と見做し之を引去るときは殘額四百九万三千三百三十九圓二十一錢七厘にして警視廳の一人費額に由り積算したる三百四十一万八千六百七十二圓五十八錢四厘に比するも六十四万六千六百六十六圓三十三錢の差額となる又各費目中稍平均を得へきものに付在監

監獄經費も地方稅支辨中は各地事情を異にする事物價高低等に依り費額に平均を得る事は到底望むべからざる事なれとも卅三年下半年期以來國庫支辨となりたる上は平均額に甚しき相違を生ずる事なるへしとは誰人も豫想する所なりしか事實は然らずして隨分に驚くへき懸隔あるものなり今本縣に於て三十三、三十四の兩年間東北各縣其他の各監獄を類はし費用を比較せしに在監一人一人一ヶ月の費額は左表の如し假りに三十五年十二月の全國在監現員五萬七千九百二十二人を元として卅四年度の歳入歳出差引最高額の一人費用金百三十三圓二十七錢を乗すれば監獄費は實に七百七十一万九千二百六十四圓九十四錢を要するなり最低額の一人費用四十八圓八十三錢七厘を乗すれば二百八十二萬八千七百三十六圓七十一錢八厘にして前項と對比すれば差引金四百八十九萬五千二百二十八圓二十二錢六厘の差額となる尙ほ警視廳監獄は多人數と

一人一人費額を比較すれば傳給諸給に於て二圓六十錢余の所あり十一圓四十一錢余の所あり廳費は一圓九十四錢の所あり九圓六十八錢の所あり雜給雜費は二十七圓七十四錢の所あり六十三圓三十錢の所あり在監人費に至ては各監獄役費に多少あるを以て比較する事を得ざるも是亦必ず甚しき差額あるものと信す若し一人平均十圓を減するとすれば五十七万余圓となるにあらざるや費用の多少は監獄位地分監及人員の多少に専ら原因するは勿論なりと雖も亦他官衙と異にし些末のものより集まつて幾百万圓となるものなれば監獄事務に従事するものは上下の別なく諸般の事に細密に注意するものと否とに依り大ひに費額の多少に關するものならん最も慎むべき事ならん乎

### 明治三十三年度各府縣經費比較

平均一日人員	宮城集治監	警視廳	北海道廳	大阪	長崎	時愛	知	福	鳥
六八三	三、九七四	一、三二六	三、七〇九	九二五	二、三二二	一、三九一	三、八八三	二、八八三	二、八八三
奉給及諸給金額	五、七五三	一、五七〇	二、九〇〇	八、八二九	六、五五〇	五、〇九三	三、八八三	三、八八三	二、八八三

平均一日人員	岩手	青森	山形	秋田	廣島	宮城	平
俸給及諸給(金)	三五九三・三 五五八	三四六二・五 四〇一	三九九九・五 七六五	三〇六七・〇 七六五	三二九二・五 廣島	三二九二・五 宮城	三二九二・五 平
總費	二五八〇・〇	一〇八八九・九	七八六六・五	七九七九・八	六八〇〇・〇	四八〇〇・〇	四、五三六・七
修繕費	三六六・七	二七九・七	五九・六	一〇一・七	七〇・〇	一〇一・七	三、五三六・七
死傷手当	三三九・九	六、四三三・九	三、四三三・九	一、二二二・二	一、九七九・八	三、四三三・九	二、八〇八・九
賠償及訴訟費	同	同	同	同	同	同	同
旅費	同	同	同	同	同	同	同
雜給及雜費	同	同	同	同	同	同	同
在監人費	同	同	同	同	同	同	同
歲出經常部決算額	同	同	同	同	同	同	同
歲入臨時部	同	同	同	同	同	同	同
歲入經常部決算額	同	同	同	同	同	同	同
歲入差引額	同	同	同	同	同	同	同
備考	同	同	同	同	同	同	同

平均一日人員	岩手	青森	山形	秋田	廣島	宮城	平
俸給及諸給(金)	三五九三・三 五五八	三四六二・五 四〇一	三九九九・五 七六五	三〇六七・〇 七六五	三二九二・五 廣島	三二九二・五 宮城	三二九二・五 平
總費	二五八〇・〇	一〇八八九・九	七八六六・五	七九七九・八	六八〇〇・〇	四八〇〇・〇	四、五三六・七
修繕費	三六六・七	二七九・七	五九・六	一〇一・七	七〇・〇	一〇一・七	三、五三六・七
死傷手当	三三九・九	六、四三三・九	三、四三三・九	一、二二二・二	一、九七九・八	三、四三三・九	二、八〇八・九
賠償及訴訟費	同	同	同	同	同	同	同
旅費	同	同	同	同	同	同	同
雜給及雜費	同	同	同	同	同	同	同
在監人費	同	同	同	同	同	同	同
歲出經常部決算額	同	同	同	同	同	同	同
歲入臨時部	同	同	同	同	同	同	同
歲入經常部決算額	同	同	同	同	同	同	同
歲入差引額	同	同	同	同	同	同	同
備考	同	同	同	同	同	同	同

歲出臨時部	同	岩	一、五九三、〇〇〇 二、八五三、〇〇〇	青	一、九八八、九六三 四、八三三、〇〇〇	山	二、七三三、四九五 一、五三三、〇〇〇	秋	三、五三三、〇〇〇 四、三三三、〇〇〇	田	三、五三三、〇〇〇 四、三三三、〇〇〇	廣	廣	島	廣	宮	二、〇八八、八六六 一、六七三、〇〇〇	城	廣	平	三、二二二、五九九 二、二二二、五九九	均	廣
-------	---	---	------------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	---	---	---	---	------------------------	---	---	---	------------------------	---	---

廣島ノ欄ニ掲記セラルル圍各ニ接シタルモ其調査ヲ見ルニ三十四年度ニ比シ凡ソ半額ナルニ付之ヲ省キタリ

明治三十四年度各府縣監獄經費比較

平均一日人員	六三七	警	四、一六五	北	一、五一四	大	四、〇八九	長	一、三八五	愛	二、二七一	福	一、二二九
俸給及諸給	五三、九六六 八、三三七	視	一七、八八八 四、六五七	海	一、二六九 八、八六六	阪	一、〇七七 二、六三三	崎	七、八六〇 五、六六八	知	六、一九六 三、七三三	島	五、九三三 四、八八六
修繕費	二、三四九 三、九六七	聽	二、七九七 二、〇八八	道	五、五六九 三、六四九	大	八、五八六 二、〇八八	崎	三、三三三 二、二二二	愛	四、七三三 三、〇七三	福	三、六九八 一、八六八
死傷手当	二、八九三 四、〇六三	費	四、六五五 一、一八八	總	二、三〇五 一、四三七	阪	四、五三三 一、一〇六	崎	一、二七六 八、五	愛	一、一八八 八、八	福	二、二九九 一、八六八
賠償及訴訟費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同
旅費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同
雜給及雜費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同
在監人員費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同
歲出經常部決算額	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同	費	同

平均一日人員	四八七	岩	三三〇	青	七三七	山	六四八	秋	一、五八四	廣	一、二二八	宮	一、五六一		
俸給及諸給	三、四六九 七、二二〇	手	三、七七一 一、四一〇	森	三、六〇〇 四、八七三	形	四、三三三 六、五二〇	秋	六、三三三 三、九三三	島	六、三三三 三、九三三	城	七、一〇〇 三、〇〇〇	平	七、一〇〇 三、〇〇〇
修繕費	二、九五五 六、〇六八	費	三、一七〇 九、六八八	森	三、八三〇 一、八〇〇	形	三、八三〇 一、八〇〇	秋	四、九六六 三、三三三	島	四、九六六 三、三三三	城	四、九六六 三、三三三	平	四、九六六 三、三三三
死傷手当	同	費	同	森	同	形	同	秋	同	島	同	城	同	平	同
賠償及訴訟費	同	費	同	森	同	形	同	秋	同	島	同	城	同	平	同
旅費	同	費	同	森	同	形	同	秋	同	島	同	城	同	平	同
雜給及雜費	同	費	同	森	同	形	同	秋	同	島	同	城	同	平	同
在監人員費	同	費	同	森	同	形	同	秋	同	島	同	城	同	平	同
歲出經常部決算額	同	費	同	森	同	形	同	秋	同	島	同	城	同	平	同



ヤボンなど用意して子供を洗ふ事まで世話いたし居候

本日現在員、懲治三四、囚人二二、別房一、合五七名にて創業の日(四十七名)より十名増加いたし申創業以來今日まで出監は過日申上候〇〇〇〇〇一人丈に御坐候猶神奈川縣に三名(一名は餘罪のため猶審理中との事)の幼者ありとの通知に接し明朝受取人差出可申右例の雜事取東得尊意度早今夜も十時を過ぎ候まゝ本狀は明朝投函可致候也

草々拜具

二月十八日夜

春 香

〇第三信

前略少々嗚呼がましき申分かは存ぜず候へども生は子供に罪なしと確く信ずるものに候へば僅二三ヶ月の間世話いたし候子供に候へども放免の際は何となく其子供の行末が一入に案せられ候事には有之本週の月曜日(九日)は本監創立以來二回目の放免者あり東京〇〇〇に寄留し象牙彫刻を業とせる者の長男にてS、I、と申す子供は明治二十二年五月生にて計へ年拾五歳に有之至ておとな

に有之、本人にも只今と相成候ては痛く悔悟し村長さんの子供と遊ばぬうちには、ドロボーといふとを知らざりしものを、など申悔み深ふきつゝ、父の迎ひに來るを待ち居候ひしが、約束の時刻を過ること三時間以上に及べども足音だに聞へず、されど無斷遺約などすへき人としも思はれず候ひしかば何れ病氣にても差起りしなるべしとて早川支署長連れまゐり候處本人は六ヶ月の監視をも附加せられたる儀に候へは第一所轄の警察所に連れ行候ひしに、係の警部もいと親切に取扱呉れ、早川支署長を賢父と見做し直に監視票を下付し吳候よし(普通ならば被監視人を待たせ置實父母が其他の引受人を呼出したる上ならては監視票を下付せず若し其引受人其日に出勤せざるときは被監視人は留置場へ留置し一夜を明さしむとの事、これ實に取扱上餘儀なき事なるへし若し幼者を又々警察留置場へ一泊せしむるやうの事あらは幼年監の苦心も一夜の夢と消へ去ること可有之危険千萬に候へは一日も早く子供の監視丈なりとも全廢せられたさものに御座候)

しき子供に候處彼は本籍が千葉縣に在り其本籍地なる祖母の許に於て二三歳の頃より八歳まで養育せられ小學校へも一年間程上りしよしに候へども其中東京なる母が病氣に罹りしため歸京し其儘廢學して弟妹の子守に従事し年を重ねるに従ひ父の業を習らひ覺へむため一年許象牙の彫刻業に従事せる間に此家の周旋にて近所の下駄屋とかに縁つかせたる女子あり其女子は矢張千葉縣の某村長とかの娘のよしにて自分の弟を呼寄せ置候處其弟と申す者いつしか田舎の良風を脱して都の惡風に染みるものと相見へ時々親許より送り來る金錢を芝居や見せもの、見物に使ひはたし終には姉の家の金までも持出すやうに相成而も芝居見物などにもありかへりが晚く相成しときは〇〇方に一泊し翌朝詫言いつてもらひ家に歸りゆく例にてS、I、とは千葉縣以來の遊仲間よし、さてS、I、も遂ひ芝居が見たくなり子供心の切情制しかねたる者と相見へ或日の朝十一時頃近所なる某家の臺所より忍入り目覺時計壹個を窃取したる隙により重禁錮三ヶ月に處せられ巢鴨より本監にまゐりたるもの時恰も本人が上野に下車する頃にもやと思はるゝ折しもS、I、の母は乳兒を、おぶひて來ぬ、而もS、I、の著衣など携へつゝ、來し母のいふ處、を聞くもS、I、のいふ處と異なる處なし、然るに其村長の娘と申す女子は既に一人の子供あり、其上に妊娠中、尙其上に弟の厄介者あるに、不心得なる亭主に置去りにせられ三人(胎兒を計ふれば四人)相携へて頼り處なきよりS、I、方の二階に生活しつゝありとの事

あな、情なきことか、其村長とやらむの子供こそS、I、がために二人とはなきほどの惡友と覺し其子供と交際させては双方の爲にあしかるへければ、其子供を國許にかへすやう談合して來まへと、いまもいとて其れにばかり大事の大事を置きつゝ支署長にいひつけて態々送りせしものを、と男ながらもこぼしつゝ申聞候處母と申人もいといたくうちよろこび、來十五六日頃には國許より迎ひに來るよし申まゐり居れば相互に交際させぬ事にしたすべしとてかへりゆき申候十五六日、ととと、汝はやく來れ、と心もとなく候

支署長の復命によれば、I、を彼か家に連れゆくや一人の弟も妹もニースンがかへつて来た、とてかぎりなくうち喜び猶今一人の小さな弟はS、I、の迎ひにまゝり行違ひたる母の背におぶさりて家には在すとの事にてS、I、は終始涙くみ居候由主人は流石に村長の子供等は家に在ともいひかねしものと相見、其事は一言もいはざりし趣、元は職工三四人小僧も三四人使ひ居、只今にても三四人は残り居候家のよしなれど、近年不景氣にて随分困難の様子に相聞申候、彫刻師などの持前として名工は名工ほどに氣のむかぬ日は働かず、折角働か出したる勞銀は得るにまかせて使ひはたす例に候へは此家の主人も此例に漏れざる事に可有之時々生計上困難を極め候事さも免れざるべく候へとも、不加減なる乳兒をおぶびてわざ／＼迎ひに來る親切なる慈母あり、少しく過嚴の嫌はあれと職工としてはよく道理をわきまへたる嚴父あり、幸に悪友さへ遠け、父母の監督宜しきを得なば再犯より救出すことを得べきか否救出すことを得たきものと一向心に祈居候

別 天 生

拜啓梅花、蕾を破つて清香楚々人を動すの時節は早や過ぎ去り申候、今一個月を経ぬ間に墨堤は人を以て其の高さ六尺を増すに至るべく其高貴なる築堤材料の如何に華裝なるか如何に頓興なるか如何に都人士の風尚を示すかは恐くは典獄各位の笑覽を経ると叶ふべき義と存候、惜今年今月は後世監獄史を編む者の必ず忘る可からざるの月に可有之、同人諸君は必ずしも手を額にし相慶祝すへき程にも無之候得共今後の覺悟こそ極めて肝要に有之、如何にして政府は監獄改善の方策を運らすべきは頗る觀物に御座候

會頭及小河副會頭の精神修養談近來誠に面白く拜讀致申候、噂に依れば大分之が爲めに感激されて地方に在る監獄吏員の間には一種の趣味ある會合の催ふさるゝことも承知致候、監獄界の風尚何より結構の事にて此上共僚友諸君の間に精神修養の工夫こそ肝要と存候

修養の方法として宗教に依るべきや否や若くは如何なる宗教を撰むべきや抔は所謂各自の信仰に存

因に申上候第一回の放免者は足利なる自宅に於て無事にすこし居候雖父より支署長及教誨師へ通信あり、警察よりもまた本人は家許に於て日雇稼の傍草鞋など作り一家の生計を助けつゝ勉強いたし居繼母と申入も決して其子を邪魔にするなどの様子更になしと申來り、うれしく存候まゝ茲に申添候

可成ありし事情をありのまゝにかきつけむとすれば、あしびきの山鳥のをの、それよりもながくばかり相成下手の長文、詰る處は要領を得ざること歸し候まゝ先はあらまし御内聞に達し度例の走筆如此御座候草々拜具

三月十一日夜 罪なき子供の寝しまに 春 香

○山崎典獄(宮城)より短信

刑事被告人も一昨年に比し昨年は多少入監を増したるにも拘はらず延人員に於ては三萬八千餘人の減少に付全く裁判進行の速かなる結果と存候云々

○東京便

編輯局内にて

することにて他人より彼是勸説せらるゝ次第にも無之、亦勸説し得べき事柄に無之候得共、小生の如き没宗教漢の理性より判斷するも宗教は佛たると將た耶たるを問はず中々捨て難き趣味の存するもの、様思はれ申候、左れば何れかの宗教を以て所謂我が守本尊即ち一の據り所と爲し之に依て精神の修養を計る可きかと謂ふに小生の考ふる所にては宗教の信仰と謂ふものは子供の時より自然に精神に浸み込んで之を信仰するに至るか若くは非常なる災厄に遇ふて感起したるものに非ざれば迪ても真正の信仰は得られざること、存候、兎に角我邦人の大多數は小生同様所謂無宗教者にして蓋し僚友諸君の大多數も亦茲に出でざるべくと存候、壯者遯かにして宗教に志す固より嘉みすべしと雖も唯口の信仰のみにして真正の精神安養の道を茲に得るの覺束なき者多きは現世多數信者に於ける事實にして必ずしも咎むべからざること、確信致申候

次の問題は無宗教者は宗教に依らず如何にして精神修養の道を求むべきやとの點に御座候、結局個

人の社會に列して人の指彈を容れざるものは即ち人格を高め品性を形造くるを要すべきにして所謂品性なるものは吾人の真知良能の發達に外ならず、品性其物は吾人の守るべき主義にして決して主義を他に求むるを要せざることと存候、彼のフランクリンの成効は何人も疑はざる所にて其の自叙傳にも冒頭に、先づ以て書して曰く予をして今日過去の子を回想するも亦此針路を探らざる可からざるを確認し徑路に就て顧みるに何等の遺憾なしと謂へる如く恐くは何人も亦斯の如く深く自信し毫も追悔の念を起さざる者はなかるべしと信じ候、吾人は僅か二三年間の行爲に就て考ふるも既に慚愧に堪へざるの點頗る多し、是れ全く修養の足らざるを證するものにして讀者若し夫れフランクリンたらむと欲せば請ふ彼の自修に就て深く省みる所あらば裨益する所最も多かるべきを信じ申候

フランクリンは即ち一の「守る」ことを青年より老年に至る迄實行したるの模範的人物にして、彼は日々守るべき訓條を十三に分ち、一の表を作つて

出獄幼年の父兄をして多少の文字あらしめば該書東を一讀せしめ度存居候、父兄も及はざる至情を以て幼年者を思ふの篤き如何にも同情の念を起さるを得ずと感銘致候、唯予の憂ふる所は同情を以て彼兒童を待遇するは可なるも無暗に可愛がり過ぎては却て兒童の爲めならざることを深く信じ、規律形式上の意味にあらざれば何處迄も飽く迄嚴重に勵行し彼等の惡習を打破せられ度様希望致候、教諭師をして出獄囚を同伴し其住所に送り届くる事は必ずしも異論を挟む次第には無之候得共、父兄の義務として必ず迎に來るべき様勸説するとも肝要にして継令ひ之が爲に父兄は數日の職を休み數納錢を費すとも此邊の義務は到底父兄の免かる可からざる所にして一面また父兄をして此義務を負担せざる可からざるの感念を養成すること必要に御坐候、刑事政策の上より之を觀れば出獄の際態々人を派して遠方迄送り届けることは多少の考慮を要すべきことと存候、是も一概には申され間敷候得共父兄の責任は何處迄も彼をして負はしむる事も肝要に有之候

坐右に置き、失行ある毎に黒點を付し終には一の失行なからしめんことを期したる者にして其の十三個條は攝生沈黙規律決心節儉勤勉正直正義節度清潔靜謐貞節謙遜に有之、毎夜一々之を點檢するを例としたるものに御坐候、之を又支那に求むれば孔子の高弟曾子は日々三度我身を省みると謂ふと同一義にして即ち人の爲めに圖つて忠ならざるか朋友と交つて信ならざるか傳へて習はざるか此の不忠不信不習の三條を三省したことは諸人の熟知せらるゝ所に御坐候、其の他清朝にも之に類したる先例は有之候へ共今は相省さ申候、兎に角斯の如くして吾人は修養一日も懈たらざるときは必ず成効するを得べき事と確信致候

小生は先月下旬の日曜日監獄學校生徒と共に川越監獄を視察致し申候、之に依て得たるの裨益尠からざるを深く感知候、同日は日曜日に有之唯僅かに兒童の運動を見たるのみに有之候得共其の快活なると斯くして初めて幼年監の目的を遂行し得べき事と確信致候  
前號所載の早崎君の書京一讀覺へず落涙致申候、

尙今一度緩々川越幼年監を拜見致度と存居候、費辭を列べ候段は幾重にも謝し奉るべく今便は大分雜錄幅狭の折柄なれば是にて擲筆仕候 不宣

○小笠原島及八丈島視察に就ての所感 (其二)

藤澤 正 啓

八丈島は御承知の通り東京府の管轄に屬して伊豆七島中の最大なるものて周圍十里餘丁あります、其位置は東京を南に距る一百二十里であります、横濱より出帆しますれば十七八時間を要して達することをを得る行程であります

地質港灣

地質と小笠原島と大同小異で火山質より成立て居ります全島山岳多くして平坦の地は極めて少ない山上には松其他の雜木の叢蒼として居ります、全島の周圍には港と稱すべきものなく僅に大賀郷三根末吉の三部落に接するの地を以て寄港所として居りますのが灣内斷崖壁立波濤險惡て殊に風の

方位が定らないから常に一定の場所に碇泊すること  
とが出来ない其れ故に船体を陸上に曳き上げると  
か又は各處に轉輾して居ります、底て大賀郷に  
入船あるを聞き急て貨物を牛背に載せて運搬し  
て、到り見れば既に船は三根に風波の難を避けて  
居るから、再び一里餘の陸上を三根に送りて搭載  
せねばならぬと云ふ不便を見るの例も少からぬと  
のことであり、本島の西北には八丈富士と稱  
する彼駿河の富士山に髣髴せる高山が峙て在て海  
面を抜くこと二千八百尺餘て面積は全島の三分の  
一を占めて地質は焼砂であるとのこととす、其半  
腹以上緒禿て樹木を生しない、古來噴火したこと  
が屢々あつたことを認められるのです。此島は前  
述へた如くに地質が一般に火山質又は砂質が多い  
から植物には不適當ですが中央の一部に米作が少  
々と野菜が多く成熟して居ります、が土人の多く  
は甘藷を常食として居りまして村内屈指の資産家  
てすら主人の外は米食する者かないと云ふ状況で  
ありますから内地より米の輸入を仰くは一日一人  
平均八匁に過ぎずと云ふことを聞きました、同島

には馬はなく牛を用ひて居る牛の種類は改良種で  
あつて從來の種族は漸次に減少したとのこととす  
が若し將來牧場の完整を見ることあらば一産物と  
なることは疑ないと信じます、夫れから前述へた  
如く山上に雜木が繁茂して居りますから木炭を製  
しまして漁船便て東京に輸送して居りますが彼地  
での價格は一圓に十八九貫目が今日の相場です併  
し此地へ輸送するに就ては道路の宜しくないのと  
漁船托送の運賃の不廉なるが爲めに長く物産とす  
ることは困難であらうと思ひます、本島は開拓す  
べき餘地も少くありませんから農業と海産の獎勵  
宜きを得るならば移住民の撰擇すべきもの、好望  
なるものと思ひます、漁業の發達は頗る幼稚にし  
て漁船漁具の改良したるものを見ない人民の

職業風俗

に就て觀るに職業は前述へたる木炭製造や農業漁  
業でありますが大賀郷には島廳區裁判所警察署  
もある島中第一の繁華の部落でありますから雜  
貨店や理髮店もありますのが家屋の備比するもの  
は僅々三四十戸に過ぎないのです、風俗は天草島  
められてある、其以下には一式引受人とか年寄と  
か云ふ職名かあるのです其れから監獄に關係する  
事柄に移ります

に酷似た處が多くて婦人は頭部に貨物を載き運搬  
するので水を盛つた桶でも果物を容れた籃でも又  
は内地では兩籠を肩て擔ふへき處を天秤棒を頭に  
据當てゝ運搬するので、すから勢ひ直立せぬ  
はならぬので姿勢の正しき者が多いのです且つ其  
頭髮の長さを以て有名の地で六尺以上もある者が  
あり立ては垂れて地を曳くも珍しからぬ、又男女  
の容貌は從來他の種族と雜婚し無かつた結果か容  
貌骨格同一種族の者が多い様に觀受けました、島  
民の衣服は夏は概ね綿布の單衣冬は袷を着けるの  
みて絹布の地質や綿入衣を着ける者はない畢竟氣  
候が溫暖て冬季に於ても華氏の六十度内外の昇降  
する位で内地の冬季は無いと云ても宜い位であり  
ます、尙風俗に就ても其外家屋とか言語とか若く  
は古來の習慣とかに就ても種々のことを聞きもし  
見もいたしましたが肝心な監獄に關係せる事柄を  
度外に視るようになり、ますから此邊て止めまして  
唯一言致して置きますは本島に島司を置てあり  
ますけれども市町村制を施行いたしませず舊制に  
依りて地役人名主と云ふ職名を置て執行條件が定

められてある、其以下には一式引受人とか年寄と  
か云ふ職名かあるのです其れから監獄に關係する  
事柄に移ります

八丈島へ流罪人を送りましたのは何れの時代から  
始まつたかは確認するとは出来ませんが徳川幕政  
の初代慶長八年……(或は流人名簿に十一年とあ  
りまして判然と申すことは出来ませんが歴史の上  
に八年と記してありますから八年と假定し)浮田  
中納言父子を遠島してから以來罪人を配謫するの  
地として世に名を知られて居る其前代に於て流罪  
人を遣つたことは史書に見へないから恐らくは浮  
田秀家秀規父子を謫せられたのが嚆矢であろうと  
思はれる、爾來流罪人を送るに年々一二回流罪船  
を發し維新後明治四五年に至るまで繼續したもの  
です、其遠島處分に付せられる人の種類言ひ換ふ  
れば其身分階級にても依り遠島したか又は其犯す  
處の罪質に依て遠島處分を行つたか其由来を調へ  
て見ましたが浮田秀家は御承知の通り關ヶ原の役  
に一方の巨魁であつたので罪は死に當るべきであ

恒之を殺すに忍びず助命を哀願したので一等を減して八丈島に流すことになつたのです、其以來は士籍の身分の者を遠島したものを見て現に私の畧に殘て居る流人名簿に依て見ても浮田秀家父子主從十三人同時に送て居る續て貞享四年までは士分の者又は中間若くは僧侶にして罪を犯した者を遠島したと云ふことが判かる其以後は身分の差別階級の上を問はず士農工商の罪を犯した者を送つて居る、次に流罪刑に處した犯罪は如何なるものであつたかを調べて見ると概して重き罪を犯した者又は輕くとも幾度も犯數を重ねた者を送て居る様に思はれる、試に八丈島に流された人員を調べてまするに浮田父子遠島以來即ち慶長八年より明治四年まで二百六十八年間に一千八百八十五人て其内譯が男一千八百三十五人女五十人てありまして其罪人其の身の終はりは如何にと調べてまするに實に豫想外なる斯様な計數表を得たのであります

病 死 九三二 (在島中身ノ終リヲ完フシタモノデス) 六八七 (幕府ノ命ニ由テテ死ニナツタモノデス) 御 免 一一五 島より逃亡

一 非分も無之實子養子を殺候者知慮にて殺し候は、 遠 島 一 弟妹甥姪を殺候者 遠 島 一 毒害致候共不死に於ては 遠 島 一 元地主可殺所存にて爲手負候家守 遠 島 一 辻番所にて博奕致候番人 遠 島 以上の如き罪でありまして引廻の上磔、獄門、死罪と云ふ殘忍酷薄な刑罰に處せらるべき親殺傷伯父母兄殺し師匠殺傷元地主殺名主殺傷の如き罪と比較すれば輕いけれども概して重罪の者が遠島になつて居る、底て八丈島へ送られた者も其種類の者であつたことが分る、其れから年齢に付ては老幼の定めがなかつたふかと調べて見ると其罪科が遠島に相當する者でも十五歳未満の者であつたならば親類預けとし十五歳に滿つるを待て遠島に處したと云ふことが證明せらるゝ又男女に限らなかつた中には十五歳の幼年にして娼妓を業とした者が送られたことも見へる 茲に又餘り世人に知られないことと思ひまするのは徳元祿十五年十二月十五日に淺野内匠頭家臣大

餓 死 一五  
自 殺 一二  
押送途中病死 七一  
過誤變死 二八  
他島へ島替 一七  
在島中不都合あり死刑 九  
計 一八八五

次に如何なる犯罪が遠島になつたか徳川幕政時代の公事訴訟取捌の定書と云ふものを見るに當時の犯罪と刑罰のことが書いてある尤も御斷りして置かねばならぬことは私の見たのは寫本でありまして文字にも多少誤りなきを保し難いのですが可成原文のまゝを申述へまする、で遠島處分を受けたる罪は  
一 差圖の請け人を殺し候者 遠 島  
一 入殺手傳致候者 遠 島  
一 相手より不法の儀仕懸無是非及及刃傷歟 遠 島  
人殺候者 遠 島  
一 渡船爲沈溺死有之候は、其船主水主遠 島  
一 車引懸怪我爲致候者 遠 島

石義雄等四十七士が吉良義英を討て亡君の恨を晴らしましてから其後夫々切腹仰付られた處が其義士の子孫までも餘波か及て十五歳以上になつた者は遠島十五歳未満の者は親類御預けになつた、十五歳以上の者には村松吉兵衛の次男村松政右衛門二十三、間瀬久太夫次男間瀬定八歳二十、吉田忠左衛門次男吉田傳内歳二十五、中村勘助中村忠次郎歳十五と云ふ四人が遠島せられて居る尤も之は八丈島ではない大島であるけれども前述べた年齢に就ての著しき例であるから附言するのです 遠島に處せらるゝ犯罪は前述べた定書に違反したるものと推測せられるが盜賊律に就て見ても遠流せられた犯罪が判明する、其二三を擧ぐれば「凡謀殺祖父母父母外祖父母夫婦之祖母父母者皆斬嫡母繼母伯叔父姑姉姉者遠流……」、「凡妻妾謀殺故父之祖父父母者徒三年已傷者遠流已殺者皆斬」、「凡謀殺人者徒二年已傷者遠流已殺者斬」、「凡造妖書及妖言者遠流」、「凡強盜……其持杖者雖不得遠流……」と云ふ箇條が設けられてある、此等の法文に依て處斷せられた者が遠流せられたのは佐渡國

隠岐國或は大島神津島三宅島新島御藏島利島及八丈島と云ふ様な伊豆七島へ流罪したので、著しき實例の一を擧げますと正徳五年に御殿女中繪島と云ふ婦人が御奉公中宿下り又は使に出た際に人の貴賤を問はず善からめ者に近づき卑猥の所業があつたので當人は遠流となり之と相通じた者其は死罪之れが媒合容止をなしたる者は神津島新島大島御藏島三宅島八丈島へ夫々配流せられて居る其外情狀の輕き者或は身分に由て追放閉門と云ふが如き處分を受けた者が三十有餘人に及んだことがある此一例を以て其當時の刑罰の輕重及犯罪の一部を推知することが出来るのであります



○典獄の好惡

坪井典獄は性毛虫を疾むこと甚し、一日私かに毛虫一匹を捉へて之を常用の頭箱中に納め其の蓋を覆ひ知らざる爲す、然るに先生蒼皇來つて視を用ゑんと欲し、蓋を開くれば、こは如何に一匹の大毛

又は富坂で轉獲負傷し數日間治療する等の失策なき爲め御報も不申上候、由來小生は不器用の性質なるも自轉車に懸けては極めて器用、僅に一週間に卒業し近來は曲乗の一手位は御覽に入れ申候、老兄が六個月間を自轉車にて出勤し朝子を採れざりしことを思ひ出して不器用さ加減を獨笑致居候、但小生も卒業後花賣婆及歩兵曹長に突當りたる丈は自白致申候、併し之は「ペル」を鳴すも動かさる爲めに寧ろ先方より突當りたる方にて小生の失策には無之候



○明治三十六年一月末日現在全國在監人員表

四 刑 事 被 告 人	三 十 六 年 一 月 末 日	三 十 五 年 十 二 月 末 日	同 年 一 月 末 日	前 月 ニ 比 較 シ	前 年 ニ 比 較 シ
	四八、九五六	四九、四六四	四九、一三五	八四二	五〇八
懲 治 人	八、〇六九	七、二二七	九、四二五	一	一
	一九九	二二五	一五二	一	一
計				増	減
				一六	四七
					一七九
					一、三五六

虫は徐々と其歩を運ばし悠然たるあり、先生既驚大喝して退くこと數歩、また再び其几卓に倚らずして切に此の惡戯者を究め、終に其の人を知り之を責む、惡戯者陳謝數言を重ね宥恕を得たりと雖も今尙先生の驚きたる顔色著然として眼前に在るが如しと

宇田典獄の胡瓜搦はまた斯界有名のものなり、氏の信州松本に在任せるの日、某友人の爲めに筵を某旗亭に開く、時恰も夏初に在り其地に在ては極めて物珍しげなるを以て旗亭また若干を出して進む、氏喜んで之を平け特に代皿を求む、七八回終に吃ひ盡くす、其價胡瓜搦にても三圓以上に上ほりしと謂ふ、氏は今日も尙胡瓜搦は最も其の好む所にして美味容易に忘る可からざるものありと

杉野典獄は近時自轉車修練の功を積みたる趣にて前號秘密に練習せりとの記事に對し一書を載して曰く

協會雜誌第二號を見るに小生の自轉車練習のこととを掲載せられ申候、小生は敢て秘し置く譯には無御坐候得共或人の如く薪屋豆腐屋等へ飛込論、花賣婆歩兵曹長に突當るは同じ失策の内にも何となく雅趣を覺ゆ落花狼籍たる有様、曹長の新服を纏ひて家母を宥んとする際自轉車の爲め、可惜泥に塗みれたる如き何等の詩趣をや、柿木原典獄は禿頭にも似合はぬ若年者なり、頭を見れば何人も五十歳以上を疑はずと雖も其の實四十歳内外なり、氏の茶を好むの甚だしき、家に在れば必ず挽茶一碗を啜る、或はまた宇治の茗を煮て鬺を遣なきを得むや

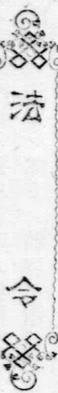
別房留置人	九〇五	九〇六	一一〇五	一	二〇〇
乳兒	九二	一〇〇	一〇五	一	一三
合計	五八、三二二	五七、九二二	五九、九二二	三〇九	一、七〇一

○明治三十六年一月末日現在全國囚人刑名別

刑名	三十五年十二月末日現在		前月二日比シ	
	男	女	計	増減
無期刑	一、〇九九	六九	一一六八	一
有期刑	三、二八二	二九一	三、五七三	一
無期流刑	一	一	二	一
有期流刑	六	一	七	一
懲役	三、五五〇	五七六	四、一二六	六
禁獄	三、二三七	二九三	三、五三〇	四
禁獄以上	三	一	四	三
五年未滿	二、一八〇	三五	二、二一五	三
三年未滿	五、六八二	一四四	五、八二六	一
一年未滿	九、九九六	三四一	一〇、三三七	一〇
六月未滿	五、六六一	二六一	五、九二二	一〇
一月未滿	八、九六九	五九九	九、五六八	一〇
合計	三三、二三六	一、四五四	三四、六九〇	一一

刑名	三十五年十二月末日現在		前月二日比シ	
	男	女	計	増減
無期刑	四一	一	四二	一
有期刑	一七三	一一	一八四	一
無期留刑	五七三	三七	六一〇	一
有期留刑	八四四	五一	八九五	一
合計	一、七七一	一、九一五	三、六八六	一

備考 舊刑罰×印は賭博犯懲罰なり



朕監獄官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十六年三月十九日

内閣總理大臣 伯爵桂 太郎  
 司法大臣 男爵清浦 奎吾

勅令第三十五號

監獄官制

第十六卷 第三號

法令

第一條 監獄ハ司法大臣ノ管理ニ屬ス  
 第二條 司法大臣ハ須要ニ應ジ分監ヲ置クコトヲ得  
 第三條 各監獄ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

典獄 五拾七人奏任  
 看守長 專任七百七拾貳人判任  
 技手 專任貳拾參人  
 通譯 專任拾五人判任

第四條 典獄ハ監獄ノ長トナリ司法大臣ノ指揮監督ヲ承ク監獄ノ事務ヲ掌理シ所部ノ職員ヲ指揮

監督ス

典獄ハ判任待遇職員ノ任免ヲ專行ス

第五條 典獄事故アルトキハ上席看守長其ノ職務

ヲ代理ス

第六條 分監ノ長ハ監守長ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 看守長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ戒護及

庶務ニ從事シ看守及女監取締ヲ指揮監督ス

分監ノ長タル看守長ハ典獄ノ指揮監督ヲ承ケ分

監ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事

務ニ従事ス

第九條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ従事

ス

第十條 監獄ニハ第三條ニ掲ケタル職員ノ外監獄

醫、教誨師、教師藥劑師、看守及女監取締ヲ置

ク其ノ定員職務及懲戒ニ關スル規程ハ司法大臣

之ヲ定ム

監獄醫及教誨師ハ奏任待遇若クハ判任待遇トシ

教師、藥劑師、看守及女監取締ハ判任待遇トス

事務ノ分配及職務ノ規程ハ司法大臣之

ヲ定ム

第十二條 監獄ノ名稱及位置ハ別表ニ依ル

各監獄ノ種類ハ司法大臣之ヲ指定ス

附 則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

集治監假留置監官制及明治二十九年勅令第三百六

十二號ハ之ヲ廢止ス

(別表)

監獄ノ名稱及位置

名稱 位置

小菅監獄 東京府南葛飾郡南綾瀨村

東京監獄 東京府東京市

市谷監獄 東京府東京市

巢鴨監獄 東京府北豊島郡巢鴨町

大阪監獄 大阪府大阪市

堀川監獄 大阪府大阪市

長崎監獄 長崎縣長崎市

函館監獄 北海道函館區

名古屋監獄 愛知縣愛知郡千種村

宮城監獄 宮城縣仙臺市

金澤監獄 石川縣金澤市

富山監獄 富山縣上新川郡堀川村

高知監獄 高知縣高知市

高松監獄 香川県香川郡東濱村

鳥取監獄 鳥取縣氣高郡海徳村

三池監獄 福岡縣三池郡大牟田町

佐賀監獄 佐賀縣佐賀市

福岡監獄 福岡縣福岡市

熊本監獄 熊本縣熊本市

大分監獄 大分縣大分郡大分町

鹿兒島監獄 鹿兒島縣鹿兒島市

宮崎監獄 宮崎縣宮崎郡宮崎町

沖繩監獄 沖繩縣島尻郡小祿間切

青森監獄 青森縣東津輕郡荒川村

札幌監獄 北海道札幌郡苗穂村

網走監獄 北海道網走郡最寄村

十勝監獄 北海道河西郡下帯廣村

岐阜監獄 岐阜縣岐阜市

安濃津監獄 三重縣津市

- 仙臺監獄 宮城縣仙臺市
- 廣島監獄 廣島縣廣島市
- 横濱監獄 神奈川縣横濱市
- 新潟監獄 新潟縣新潟市
- 浦和監獄 埼玉縣北足立郡浦和町
- 千葉監獄 千葉縣千葉郡千葉町
- 宇都宮監獄 栃木縣宇都宮市
- 前橋監獄 群馬縣前橋市
- 水戸監獄 茨城縣水戸市
- 甲府監獄 山梨縣甲府市
- 静岡監獄 静岡縣静岡市
- 長野監獄 長野縣長野市
- 京都監獄 京都府京都市
- 奈良監獄 奈良縣奈良市
- 神戸監獄 兵庫縣神戸市
- 和歌山監獄 和歌山縣和歌山市
- 膳所監獄 滋賀縣滋賀郡膳所町
- 德島監獄 德島縣德島市
- 岡山監獄 岡山縣岡山市
- 福井監獄 福井縣福井市

- 石川縣金澤市
- 富山縣上新川郡堀川村
- 高知縣高知市
- 香川県香川郡東濱村
- 鳥取縣氣高郡海徳村
- 福岡縣三池郡大牟田町
- 佐賀縣佐賀市
- 福岡縣福岡市
- 熊本縣熊本市
- 大分縣大分郡大分町
- 鹿兒島縣鹿兒島市
- 宮崎縣宮崎郡宮崎町
- 沖繩縣島尻郡小祿間切
- 青森縣東津輕郡荒川村
- 北海道札幌郡苗穂村
- 北海道網走郡最寄村
- 北海道河西郡下帯廣村
- 岐阜縣岐阜市
- 三重縣津市

- 福島監獄 福島縣信夫郡清水村
- 山形監獄 山形縣山形市
- 盛岡監獄 巖手縣巖手郡厨川村
- 秋田監獄 秋田縣南秋田郡川尻村
- 山口監獄 山口縣吉敷郡下宇野合村
- 松江監獄 島根縣松江市
- 松山監獄 愛媛縣温泉郡雄祥村

勅令第三十六號

明治二十六年勅令第百八十二號中左ノ通改正ス

「集治監」ヲ「監獄」ニ改ム

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三十七號

監獄則中左ノ通改正ス

第二條 削除

第三條 削除

第四條第二項ヲ削ル

第五條 削除

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四十七號

文武判任官等級表中左ノ通改正ス

文武判任官等級表中「集治監書記」〔集治監監獄醫〕

「監獄書記」ノ各項ヲ削リ「看守所」ノ次ニ左ノ一項

ヲ加フ

監獄通譯同	監獄通譯同	監獄通譯同	監獄通譯同
同	同	同	同

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
勅令第四十九號

第一條 典獄及看守所長特別任用令

典獄ハ五年以上監獄ニ關スル事務ニ從事

シ判任官三級俸以上ノ現職ニ在ル者ニ限リ常分

ノ内文官高等試験委員ノ詮衡ヲ經テ任用スルコ

トヲ得

第二條 看守所長ハ三年以上看守所職務ニ從事シ精

勤證書ヲ有シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニ限リ實務ノ

成績ヲ考査シ及學術ヲ試験シ文官普通試験委員

ノ詮衡ヲ經テ任用スルコトヲ得

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
勅令第四十五號(拔萃)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

文武高等官官等表中司法省ノ部監獄事務官ノ次五

等乃至八等ノ欄ニ「典獄」ヲ加ヘ五等乃至七等ノ欄

「集治監典獄」及六等乃至八等ノ欄「集治監分監長」

ヲ削リ警視廳ノ部五等乃至八等ノ欄「典獄」北海道

廳ノ部六等乃至八等ノ欄「北海道監獄」及府縣ノ

部六等乃至八等ノ欄「府縣監獄」ヲ削ル

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四十六號

典獄俸給令

第一條 典獄ノ年俸左表ノ如シ

一級千六百圓 二級千四百圓 三級千二百圓

四級千 圓 五級九百圓 六級八百圓

七級七百圓 八級六百圓

第二條 司法大臣カ入館所以内ニ於テ特ニ指定シ

タル監獄ノ典獄ハ別ニ二百圓ノ加俸ヲ受ク

附則

前項ノ考査及試験ハ典獄之ヲ行フ其ノ方法及科

目ハ司法大臣之ヲ定ム

附則

第三條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施

行ス

第四條 府縣參事官典獄特別任用令、明治二十四

年勅令第百十三號明治二十八年勅令第百一號同

年勅令第百二號及集治監典獄廳府縣典獄集治監

分監長特別任用令ニ依リ任用シタル集治監典獄

廳府縣典獄又ハ集治監分監長ハ監獄官制施行ノ

際ニ限リ典獄ニ任用スルコトヲ得

第五條 明治二十三年勅令第百四十六號、明治二

十六年勅令第百九十六號、警部監獄書記看守所長

特別任用令又ハ文官任用令第六條ニ依リ任用シ

タル集治監書記監獄書記又ハ看守所長ハ監獄官制

施行ノ際ニ限リ前官月俸以内ノ看守所長ニ任用ス

ルコトヲ得

第六條 集治監又ハ廳府縣ノ雇ニシテ監獄官制施

行ノ際監獄ノ雇ニ採用セラル、者ハ文官任用令

第六條ノ勤續者トス

# 外 報

## 地方通信

冷 骨 生

### ○小河副會頭宛書柬（口繪參照）

拜啓益々御清適奉賀上候際者頃日貴國政府より御惠贈相成候勳記及勳章長官の手を経て拜受の榮を辱ふし感謝の至りに奉存候清浦法相閣下へは不取敢謝狀拜呈致し置き候得共右の光榮を得候も畢竟僚友各位の御厚庇に頼る義と感謝の衷情乍憚老臺より宜敷御致聲被下候様願上候是れは當地監獄の寫眞に有之至て小規模のものにて二十二人を拘禁し得らるゝに過ぎず監房は裏面に設置せられあり候に就き本圖には相見へ居り不申候當地は殊の外住み心地宜敷く殖民事業も着々發達致し居り申候老臺にも其内是非御一遊相成度必らず御満足被成候義と存候西比里亞橫貫旅行は非常に面白く相成じ申候吳々々僚友各位へ宜敷く御致聲被下度候

二月十九日

膠洲灣 クルーゼン

敬具

◎年々歳々經費を縮少せらるゝと。吏員減少の大打撃には閉口致す次第に御座候。然かし日進月歩てふ運命は。吾人に相當の智識と勇氣とを與ふる自然の約束なれば。經費の縮少と吏員の減少は。寧ろ運命か吾人に與ふる一大勳賞なりとして喜ばねばならぬ事に有之候

◎然かし吾人は此の運命が監獄界のみに親切ならずして他の官衙にも同一の智識と同一の勇氣とを與へ。彼我の間不公平なからしめんとを祈る次第に御座候。开は勞務の時間に於て。待遇の度に於てに有之候

◎監獄の直轄は世間並に小生も喜ぶべきは禮に似たれども。小生は監獄事業と。之に對する屬性的事業發達の上に。一種の憂虞を懷き。之を觀喜する勇氣無之ものに有之候

◎當署は來週諸君が在監人を見て。何にか御馳走

でもあるかの如く。觀察せらるゝは。彼等の血色なり。當署とても別段餘分の菜代を頂戴し居るにあらざ。一錢貳厘の公買力が他に比して強きにもあらざ。寧ろ肉類に對しては他の地方に比し。一錢二厘先生顔色を失ひ居候

◎彼等が飽々しき血色を帯ひ居るは。他に原因あるにあらざ。毎日晝食後二十分間は四季共に工場外に引き出し。行步運動を爲さしめ。寒風に晒し。炎熱に乾かすと云ふ流儀に有之候。少しく丁寧に云へば天道様を拜かましむる流儀に有之候

◎第二の原因は落花生の（豆油）を味噌汁の中に注入し菜或は大根等の蔬菜を煎て之を與ふる事に

◎落花生は市場の價高く購入しては駄目に有之。多少畑地有せらるゝ監獄に於ては耕作せらるゝを便利とす。當署の實驗に依れば八畝歩の地に於て三五斗の收穫を見たり

◎地質は他の蔬菜類の出来ない沙地の粗惡地を宜しとす。種子は梅雨後に蒔き九月頃收穫す。

第十六卷 第三號

雜 報

# 雜 報

## ○監獄官制の發表

◎過日坪井氏來觀の際大に賛成せられ。種子の所望ありたるに依り。一斗を譲り渡し候。然かし跡は當署所用の分の種子の外なくに付。本年は種子の御注文に應し難き事と存候

◎右申上度早々不

多年翹望したりし監獄官制は愈々本月二十日を以て發表せられぬ。斯道僚友の希望たりし監獄直轄論は無言の間に決りせられ。中間監督權の介在なくして直接に主務大臣の監督を受くることゝはなれり。予は固より今日其直轄論を事實的に見ることを得たるに就ては大に滿腔の同情を捧げざるを

六五

得ずと雖も、退てまた顧みれば多少の憂心なきを得ず、從來第一次に府縣知事の監督を受けたるは僅かに名のみ存するとは謂へ而も亦穩然之が爲めに事務處辨上却て好都合を感じたること甚しと爲さず、然るに直に之を主務省の監督に委す、典獄の責任は愈々益々其の重を加へたるものと謂ふべく、現任者は優に此等の重責を双肩に擔ふに足るを信ずと雖も、吾人多年の宿望茲に在りとせば、宿望に副ふべき實行の責任は之を典獄諸氏に望まざるを得ず、府縣行政の一部として監獄の地方長官監督権内に存したるときは偶々五六の會計上の失態あるを見るに至りしも、本省直轄に歸して以來却て益々種々の失態あり杯の非難は吾人十分に之を避け、苟も世人をして真に直轄の名に背かず、監獄界諸士の希望も亦至極の道理なれ、今日に至ては儘かに監獄改善は直轄に依て始て遂行することを得たるの證明を得たりとの感想を抱かしめ、吾人の千言万語をして徒に定言に終らしめざらむことを期せざる可からず

一致して以て政府の希望に酬めんとす、豈夫れ快ならずや、監督權の變更に際し一言希望を囑して吾人の意思を明かにして僚友諸士の奮勵を望む

○本支署の廢合

監獄官制を見るに監獄署の廢止に歸したるものは絶無のみか、却て堀川函館の二署を増加したるの姿なり、聞く所に依れば堀川監獄は現在の大阪監獄の一部分即ち拘置監及女監を割いて以て別監獄と爲すべき筈なりと、向函館監獄は今日の支署を以て之に充て従來控訴院所在地なるにも拘はらず、僅かに支署として之を整理したるが如きは變例に屬するものにして此際之を本署に改められたる次第なりと謂ふ

現在支署の内廢止に屬すべき者は左の十四個所に於て其の内監舎等の建物は其地裁判所構内に移し茲に被告人のみ拘禁し、囚人は悉皆他の本分監に移送する筈にして

- 父島 宗谷 横須賀 福江 大村 八ノ戸
- 大館 小濱 小松 高梁 脇町 町山口
- 宮古 八重山

るゝの時に當てや、或一部の識者は多少の疑懼を狭むて曰く國費支辨の結果は勢ひ監獄は直轄に歸すべく中央監督機關は茲に膨大せられ之が爲めに費額を増加するに至るは免る可からざる所にして而も監督の方法却て地方長官の下に在るか如く近接ならず愈々益々監獄事業をして退歩せしむるの事實を見るに至らむと、此言吾人項門の硃針として謹んで感知せざるを得ず、今日以後果して難者の如く退歩せしむべきや改善せしむべきやは要するに同人諸士の奮勵如何に存す

監獄既に直轄と爲る、各地方に散在せるの同僚は將に一團を形造つて熱心斯道の改善に従事し長短相補ひ相資し外界の者をして一指だも此間に染めしざるの用意なかる可からず、一監獄の不首尾に即ち他監獄の不面目にして本省の不首尾たり、當に以て不首尾不面目を胚胎せしめざるのみならず進んで他の行政事務の模範と爲り、監内の事務舉て整秩を告げ遇囚の要訣茲に揚り着々斯業の發展を見るに至らむこと亦同人諸士の責任に非ずや、今日は即ち此の機會に遭遇す、諸氏夫れ能く諒知

以上の廢止、個所は何れも出張所と改稱せらるべきものにして其筋の調査に依れば此十四個所の支署の廢止に依て處ち得たる金額は三萬餘圓なりと謂ふ

○看守定員令の廢止

看守定員令は廢止せられ、各監獄に於て大凡そ左の標準に依り各監獄の看守固定人員を定め其の定員を達せらるべき筈なりと謂ふ、各監獄を通じ監獄署以下の定員は左の如しと

- 監獄署 二百六人
- 教誨師 百八十人
- 教師 三十人
- 藥劑師 五十二人
- 看守 八千四百五十五人
- 女監取締 四百二十五人

但教習中の看守は定員以外とす  
尙右看守定員の内に以て各監獄毎に看守部長の定員を定めらるべし、監獄署以下職員の定員の算出標準は左の如し

監獄醫教誨師藥劑師定員算出標準

一 監獄警は毎監獄拘禁豫定人員に依り左の通設置す但拘禁豫定人員百人未満の監獄に在ては囑託警を以て代ふることあるへし

拘禁豫定人員 三百人未満の監獄 一人

同 七百人以上未満の監獄 二人

同 千三百人以上未満の監獄 三人

同 二千人以上未満の監獄 四人

同 二千人以上の監獄 五人

拘置監と囚人監と離隔したる監獄及出役所の設置ある監獄其他特別の事情ある監獄には特に一人を増置す

一 教誨師は毎監獄拘禁豫定人員五百人迄は一人とし以上二百人乃至五百人を増す毎に一人を増置す但拘禁豫定人員二百人未満の監獄に在ては囑託教誨師を以て代ふることあるへし

刑事被告人のみを拘禁し若くは其多數を拘禁する監獄に在ては適宜前項の割合を減少し又出役所の設けある監獄其他特別の事情ある監獄は特に一人を増置す

一 教師は幼年囚の多數を拘禁する監獄に一人又は二百二十人以下は十五人を減する毎に看守二人を遞減す

六 拘禁男子定員六十人の監獄に在ては看守十二人とし以下五人を減する毎に看守一人を遞減す

七 前各號の外事務補助として毎監獄拘禁豫定人員二百人に付看守一人を増置す但拘禁豫定人員六百人以上の分監に在ては三人とし同二百人未満百人以上の分監に在ては一人とす

第二 女監取締の定員は毎監獄拘禁婦女定員二十五人に付三人とし二十五人以上は二十五人を加ふる毎に一人を加へ十人未満は二人とす

第三 監獄の構造作業の種類其他特別の事情に依り必要ありと認むる監獄には定員の外特に若干員を増置す

看守部長授業手押丁定員算出標準

一本監に在ては囚人監三人留置監二人とし分監に在ては二人とす但派出所は一人又は二人と

第十六卷 第三號

雜 報

二人を置く  
一 藥劑師は各本監及拘禁豫定人員五百人以上の分監に一人を置く  
看守女監取締定員算出標準

第一 看守の定員は毎監獄拘禁男子定員六百人以上に付八十人とし三百人以上若くは以下は左の例に依り加減す

一 拘禁男子定員六百人以上千未満は六百人以上五十人を増す毎に看守五人を遞加す

二 拘禁男子定員千人以上は千人までは前號の例に依り千人以上は百人を増す毎に看守七人を遞加す

三 拘禁男子定員六百人以上は六百人以上五十人を減する毎に看守六人を遞減す

四 拘禁男子定員三百人以上は六百人以上三百人以上迄は前號の例に依り三百人以上は卅人を減する毎に看守四人を減す

五 拘禁男子定員百二十人以上は六百人以上百二十人以上までは前二號の例に依り

一 前號の外毎監獄看守定員五十人に付一人を増置す

一 控訴院所在地及改築工事中の監獄には特に二人を増置す

授業手

一本監に在ては二人分監に在ては一人とす但拘禁豫定人員寡少(約七十人以下)なる分監には之を置かず

一 前號の外毎監獄拘禁豫定人員二百五十人に付一人を増置す

一 建築工事中の監獄には特に二人を増置す

一 前各號の外作業の種類に依り特に一人又は二人を増置す

押丁

一本監に在ては三人分監に在ては二人とす但派出所は一人又は二人とし從來の集治監には之を置かず

一 前號の外毎監獄拘禁豫定人員四百人乃至五百人に付一人を増置す

一拘置監と囚人監と隔離したる監獄及控訴院所  
在地并建築工事中の監獄には特に一人を増置す

○教師の新設

監獄教師の新設は是れまた官制に於て最も注目すべきもの、一にして、吾人の眼を以て見れば教師の定員僅かに三十人にも尙不足を覺ゆるの感なきに非ず、幼年囚若くは未丁年囚の授學に對して今日其の機關の不備なるは謂ふ迄もなし、固より監獄は學校には非ずと雖も相當文字を有するの未成年者をして自修せしめ、若くは學齡兒童をして修養せしむる上に於て教師の設備は一日も存せざる可からず、現に英國に於ては監獄費國庫支辨の當時他の費額は著るしく節約を加へたるにも拘はらず獨り教師を存置し之が爲めに節約費を充てたるの姿あるを以て見るも、如何に教師の必要なるかは推知するに難からざるべし

○第五期警監學校卒業式

客月二十八日警監學校卒業式を舉行せられぬ、監獄科卒業生通じて六十餘人司法大臣臨席して親しく調授の勞を執らる、今回入學の氏名左の如し

- 山口縣看守長 岡武三監 宮城集治監看守長 阪本新吉
- 群馬縣看守長 北崎唯次郎 栃木縣看守長 北山正太郎
- 東京集治監看守長 湯澤末吉 愛知縣看守長 宮地健次郎
- 長野縣看守長 三浦一三 香川縣看守長 宮宇地嘉太郎
- 石川縣看守長 新村清令 熊本縣看守長 白井從義
- 宮崎縣看守長 日高新 青森縣看守長 清野良一
- 秋田縣看守長 妹尾準三 北海道監看守長 鈴木利吉

同 二種生徒 (七)

- 兵庫縣看守 大橋敬二 徳島縣看守 吉田宇一
- 北海道集治監看守 津田茂貴 和歌山縣看守 山本信太郎
- 埼玉縣看守 増田清五郎 大分縣看守 釋永義郎
- 徳島縣看守 鈴木光次郎

同 準生徒 (五)

- 大谷派本願寺 保倉智保 本願寺派本願寺 中臣俊喜
- 本願寺派本願寺 藤井惠照 大谷派本願寺 藤岳惠舜
- 本願寺派本願寺 小井田善教

○監獄雇員の廢止

其筋の詮議に依れば新官制施行と同時に監獄雇員を廢し看守を以て之に充つべき筈なりと謂ふ、從て現在の雇員は看守採用規則に依らずして右官制施行後二個月以内に限り採用せらるゝの特例を開かるべし

生徒人名簿 (六十八人) 監獄科一種生徒 (五六)

- 警視廳看守長 石島 興 大阪府看守長 今井 決
- 埼玉縣看守長 伊東豊吉 三重縣看守長 伊丹延治郎
- 山形縣看守長 飯島藤作 福井縣看守長 稻垣兼太郎
- 佐賀縣看守長 犬塚見彦 大阪府看守長 小沼徳四郎
- 新潟縣看守長 大竹岩次郎 千葉縣看守長 大塚安太郎
- 廣島縣看守長 大島房吉 宮城縣看守長 渡邊 正
- 島根縣看守長 和田恒太郎 警視廳看守長 神谷忠滿
- 京都府看守長 和藤安五郎 岡山縣看守長 金田忠保
- 鹿兒島縣看守長 鐵田政邦 沖繩縣看守長 我部政仁
- 三池集治監看守長 長川口新太郎 宮城縣看守長 横田長右衛門
- 茨城縣看守長 高安巳之作 山梨縣看守長 武田松太郎
- 北海道看守長 竹内英夫 警視廳看守長 津之地佐一郎
- 長崎縣看守長 長山又四郎 滋賀縣看守長 中西鐵次郎
- 北海道看守長 中澤 族 同 監獄總督府 日井市三郎
- 神奈川縣看守長 野々村 宗吉 監獄官吏 栗原貞吉
- 奈良縣看守長 山口知信 富山縣看守長 柳原八十吉
- 愛媛縣看守長 山田光輝 福岡縣看守長 山本龍起
- 監獄官吏 松本助太郎 同 練習所教官 前山豊太郎
- 靜岡縣看守長 深津卯之吉 山口縣看守長 藤永助作
- 兵衛縣看守長 小松原正章 高知縣看守長 江澤經雅
- 福島縣看守長 秋山金吉 岩手縣看守長 荒川金六

○監獄醫教誨師の奏任待遇の道は啓かれたり

監獄醫教誨師奏任待遇の道の啓かれたるは大に吾人の希望に副ひたる所にして醫師衛生教務の事蹟は殊に其人を得て始めて實務を竭くすことを得べく、また多衆の信頼を博するに足るの人物ならざる可からず、監獄機關中最も樞要の職責を負ふ所の醫師教誨師にして此途の啓かれたるは頗る相當の措置にして政府また之を重視したるの跡を窺ふに足る

奏任待遇の醫師教誨師の任免は本省に於て之を掌るものにして其筋の意向を聞くに各監獄を通じ將來適當の人物と認めたる時に限り之を置くの趣旨にして其詮議も随分六ヶしき標準内規やうの者ありと謂ふ、其の懲戒は文官懲戒令中高等官に關する規定を準用する次第なりと、且又看守女監取締其他の判任待遇者の懲戒は典獄委員長となり看守長を委員とし其の委員會の決議に依り之を行ふ筈なりと別に懲戒規程なるもの發表せらるべしとな

○監獄醫以下職員俸給

監獄醫教誨師の俸給手當は各府縣に於て豫算額の許す範圍に於て隨意に支給し來りしも今回は特に本省に於て定め奏任待遇者の内監獄醫は百五十圓以内教誨師は百圓以内に於て支給せられ、判任待遇者の内監獄醫は十五圓以上七十五圓以内教誨師教師は十圓以上五拾圓以内藥劑師は九圓以上三十圓以内支給さるべしと

看守俸給令は從來の通にして變更せられざるべく女監取締も亦従前の通り六圓以上十五圓以内なるべしと謂ふ

○監獄醫教誨師教師藥劑師分掌例

表題の如く監獄醫教誨師教師藥劑師の分掌例は此際發表せらるべきも、看守女監取締授業手等の分掌例は從來の通にて別に變更せられざるべしとな

○本號斷り書

紙數七十頁の制限あり、冷骨生錦川碧川諸士の玉稿は是非とも掲載せむとの希望を以て活版所に送りたるに突如官制の發布及之に伴ふの記事亦一月を緩ふすべからざるものあり、依て止むなく比較的長文の玉稿は之を次號に差繰り尚併せて前號豫告の翻譯及大橋氏(老押丁)の談柄等も亦此理由に依り共に次號に譲るの違約あるに至りたるは深く會員諸君に對し謝する所なり

編輯局員

次號掲載豫告

一、拷問談は尙數回章を重ねて續出すべく其の他尙小河事務官の掲載論文あるべし

一、留岡君の本號掲載論文の續稿尙之に對する別天生の意見あり、參照看讀するを要すべきもの

一、藤澤四部長の八丈島流謫調査書は次號にて完結す

一、老押丁大橋萬吉氏の經歷談、亦味ふべきの趣味あり

一、冷骨生錦川生碧川生諸士の寄稿また本誌の光彩を増すの必要資料たらずんばあらず

一、翻譯は必ず前號豫告の約を履んで掲載すべきを誓ふ

發行人兼編輯人

印刷人

明治三十六年三月二十日

發行所 東京市麹町區永樂町一丁目三番地  
印刷所 東京市麹町區內幸町一丁目五番地  
磯村政富  
磯村允貞  
監獄協會  
惠愛堂

天は困難を興ふると共に才能をも興ふ

エマーソン

富める心と尊き精神は貧しき賤が伏屋  
にも光輝を放たむ

マーティン

我々の最も努むべきは遠なる距離に  
不明に横ばる物を見て之を爲すに非ず  
して明白に手近く横ばる物を見て之を  
實行するに在り

カーライル